

2015年オーストリア相続法改正(1)

半田吉信

目次

- 一 はじめに
- 二 2015年改正前のオーストリア相続法（以上本号）
- 三 2015年改正の経緯（以下次号）
- 四 2015年新オーストリア相続法
- 五 ライプルの総合的評価とオーストリア相続法の文言上の現代化
- 六 配偶者相続権、共同生活者の権利および介護給付の支払
- 七 遺言（以下次々号）
- 八 遺贈と死因贈与
- 九 改正法における遺留分の新規定
- 十 新法における遺留分への算入
- 十一 算入の実行と説明請求権
- 十二 結びに代えて——日本法への示唆

一 はじめに

今日ヨーロッパや日本において債務法、契約法を中心とする民法典の改正が行われ、あるいは進められつつあることは周知のごとくであるが、それと並んで家族法、相続法の改正作業も進められている。債務法、契約法の改正は、多様な取引の展開やグローバル化の進行を反映していると思われるが、特にヨーロッパではEU指令が各国にEUの定めた統一基準の国内施行を要請していることが民法改正の主要因となっている場合も多いであろう。家族法の改正は、EU域内ではシェンゲン協定の発効とともに民族間の交流が加速され、伝統的な家族法のルールが新しい価値観に裏打ちされた新たな婚姻ルールや親子法のルールに置き換わっていることがその主要な原因の一つとなっているように思われる。フランスやドイツ、そして本稿でとりあげたオーストリアでも、特に近時において家族法の改正が何度か行われた。そしてそれにも影響されているが、相続法の方でも、特にこの20年の間に法の改正が幾度か繰り返されている。家族法の方でも、特にヨーロッパを中心とした共通法の制定の動きがみ

られるが、これはこれまでのところ学者サイドの研究とってよいであろう。相続法については、共通法の策定ではなく、国籍を異にする者の間で発生した相続にどの国の相続法を適用すべきかに関するEU規則 (EU-Erbrechtsverordnung) が制定され、実務ではこのEU規則が国際相続法の重要な典拠となっている⁽¹⁾。そしてEU加盟国を含むヨーロッパ諸国ではこれまでもドイツやフランスなどでは相続法の改正が行われてきた。その改正の重点は、主に各国で認められてきた、古くローマ法に起源を遡る遺留分の制度を以前の形のままで今日でも維持すべきか、および近年増加してくるとともに特に欧米で合法化されていることの多い事実婚、同性婚 (登録生活パートナー) の夫婦、カップルの間で相続またはそれに準じた扱いを認めるべきかに置かれている。

オーストリアと同様200年前に制定された民法典を持つフランスでは、2001年の末に生存配偶者が夫婦間に生まれた子とともに相続する場合には、相続財産の4分の1の所有権が現存財産全体の用益権を選択するという、通常の場合に配偶者相続権を認める規定が設けられた⁽²⁾。次に生前贈与や遺贈において贈与者や遺贈者が受贈者や受遺者に対してその財産を保全し、かつ受贈者や受遺者の死亡の際は、あらかじめ贈与者や遺贈者によって指定された者にその財産を与える義務を負担させるというかつては広く認められたが、フランス民法では一般的に禁止されていた制度 (信託的継伝処分 (substitutions fidéicommissaires)) が、2006年の相続法改正に際して段階的恵与および残存物恵与 (libéralités graduelles et résiduelles) として拡大された (1048条以下)。またフランス民法では権利者や遺留分の範囲が広く、遺留分を相続分の一部とする (現物での返還を請求できる) 強固な遺留分制度が採用されていたが、2006年に遺留分権利者の範囲、遺留分の範囲が制限され (直系尊属の遺留分は認められない、受益者が減殺補償金の支払をなしうる (924条)、遺留分の事前放棄を嚴重な要件のもとになしうる (929条以下) など)、遺留分権が弱体化された⁽³⁾。さらにフランスでは1972年に嫡出子と非嫡出子を平等に扱う法改正が実現したが、1999年には日本の内縁に当たる場合だけでなく、同性者間の共同生活にも一定の法的保護を与えるいわゆるパクス (PACS) という制度が定められ、当事者が裁判所に共同で届け、登記簿に記載されることによって第三者に対抗できるものとされた。そして2013年には同性婚を認める「すべての者のための婚姻に関する法律」が制定され、婚姻が同性間でもなしうるとされた⁽⁴⁾。このよ

うな婚姻ないし共同生活者間でも婚姻配偶者間と同様またはそれに近い効果が認められるということである。

ドイツでは戦後しばしば親族法が改正されたが、それに付随して1969年の非嫡出子法改正で嫡出子と非嫡出子の法的地位の平等扱いが実現した（ただし非嫡出子には債権的請求権が与えられるにすぎない）。配偶者の相続権も強化された。1997年には親子法が改正され、嫡出子と非嫡出子の区別は完全に消滅した。また同性愛者の増加に鑑みて、2001年には戸籍史の前で当事者が意思表示をするなど一定の要件のもとに同性婚を認めるために「生活パートナーシップ法」が制定された⁽⁵⁾。この法律は、2004年の改正を経て、同性者間に異性者間の婚姻とほとんど変わらない要件、効果を与えている（相互に相続でき、遺留分もある）。ただし本法施行後も同性者の多くは必ずしもこの制度を利用していないといわれる。これに対してドイツでは、日本の内縁に相当する婚姻外生活共同体については今日に至るも立法的解決は得られていない。子に対する関係は1997年の親子法によることになるが、内縁当事者間の関係は組合契約に関する規定の適用などがなされるにとどまる⁽⁶⁾。戦後の相続法改正の主要テーマとなったのは、少子高齢化社会の到来に伴う遺留分制度の改正である。しかし、遺留分の制度が相続権を保障した基本法14条1項や6条1項の問題とされたこともあり、2010年ようやく実現した相続法改正でも遺留分法の改正は小規模であった⁽⁷⁾。

わが国の相続法改正は、2010年代になって主に学者サイドで議論されるようになったが、2016年7月には、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等に鑑みて、法務省民事局が①配偶者に被相続人死亡後遺産分割までの間建物を無償で使用することのできる権利を付与する、②配偶者の相続分を一定の要件のもとに増加する、③遺言の作成方式を緩和する、④遺留分につき金銭的請求権を原則化する、⑤相続人以外の者が被相続人の療養、看護にあたった場合の金銭補償の制度を定めるという改正提案を公表した⁽⁸⁾。このうち特に①の提案は、嫡出子の相続分と非嫡出子の相続分を平等とした平成25年の最高裁大法廷決定⁽⁹⁾およびそれに基づく改定後の民法900条4号の影響を受けていることは周知のとおりである。オーストリアでは2015年の改正以前から、配偶者の住居の居住権は、後述する配偶者相続権に付加して認められる先取り遺贈の制度などによって守られている。②は、戦後のドイツの相続法改正でも

みられたものであるが、現在法制審議会で反対意見も有力といわれ、制定法として結実するかどうかは予断を許さない。③、④の提案は、フランスや以下で取り上げるオーストリアの近時の相続法改正で実現したところであり、わが国でも実現する可能性が大きいといえよう。⑤は、いわば法の欠缺を補うものであり、基本的にはぜひ実現させるべきであると考えられる。今回の相続法改正案は、相続法全体からみると一部分の改正に過ぎず、我が国の相続法の体系を基本的に維持したうえで、現在特に改定の必要性が高いと考えられる個々の具体的論点を手直ししようとするものにすぎない。その点本稿で取り上げる2015年オーストリア相続法改正は、相続法のほとんど全部の条文にまたがる本格的な改定であり、相続法の教科書も書き換えねばならない。オーストリアが相続法の全面的改正を行った原因は、なんといっても制定後200年を経過したことが挙げられる。これはオーストリア新相続法における幾つもの専門用語の現代語への置き換えを見れば明らかである。その他ドイツ、日本と同様にオーストリアでも遺留分制度の見直しが問題になっていることを特筆することができる。これは近時における少子高齢化という共通の家族構造や社会観念の変化から説明できると考えられる。

以下には2015年のオーストリア相続法の全面的改正を改正前のオーストリア法と対比したうえで、その全体像を明らかにしたい。もともとオーストリアの相続法は、わが国とは異なり、被相続人による相続人の指定も可能であり、また夫婦間に限られるが、ドイツと同様相続契約の効力も認められる。さらに法定相続人の範囲についても、曾祖父を第4順位とするなどわが国の法定相続とは違った規定を有する。もっともこの最後の点は、多分に歴史的な由来を有するように思われる。その他同性カップルや事実婚当事者間、あるいはそれに近い場合の相続関係も、後述するように特に新法においては日本とは異なり、配偶者間と同様またはそれに近い扱いが認められる。筆者はこれらの点についてもオーストリア法を参考にすべきだとは考えていないが、将来的に日本も相続法の全面的な改正を行うことになれば、このオーストリアの相続法の全面的改正が一つの参考事例としての意味を有すると考える。

〈注〉

(1) オーストリアでは2015年8月17日から施行された。EU-ErbVOによれば、原則と

- してEU内の被相続人の常居所地の裁判所が管轄権を有する。
- (2) 原田純孝「フランス相続法の改正と生存配偶者の法的地位」判タ1116号(2003年)69頁以下, 1117号62頁以下, 1120号35頁以下, 幡野弘樹「フランス相続法改正翻訳法時75巻8号(2003年)72頁以下。
 - (3) ミッシェル・グリマルデイ(北村一郎訳)「フランスにおける相続法改革」ジュリ358号(2008年)68頁以下, 西希代子「遺言自由の世界的趨勢—フランス法改正の意義と日本法への示唆」公証法学44号(2014年)1頁以下, 五十嵐清・ヨーロッパ私法への道 現代大陸法への歴史的入門(悠々社, 2016年)130-132頁。
 - (4) 大島梨沙「フランスにおける非婚カップルの法的保護—パックスとコンキュービナージュの研究」北大法学論集57巻6号(2007年)117頁以下, 58巻1号210頁以下, サビヌ・マザー=ルヴヌール(大村敦志訳)「フランス国内法における異なる配偶形態間の競合」ジュリ1426号(2011年)93頁以下, 大村敦志「パックスその後—私事と公事の間で」水野紀子編・社会法制・家事法制における国家の介入(有斐閣, 2013年)115頁以下, 五十嵐・前掲書130頁。
 - (5) 林喜美「ドイツにおける家族をめぐる新たな立法—生活パートナーシップ法と暴力保護法」同志社法学54巻5号(2003年)36頁以下, 渡辺康彦「ドイツ生活パートナーシップ法の概観」東北学院法学65巻(2006年)81頁以下, 66号(2007年)1頁以下。
 - (6) 五十嵐・前掲書219-220頁。
 - (7) 基本法との関係につき, 青竹美佳「遺留分制度の機能と基礎原理—ドイツにおける遺留分権論の憲法論的基礎づけによる新展開」法学論叢55巻1号(2004年)20頁以下, 3号26頁以下, マルティン・シェプフリン(青竹美佳訳)「遺留分の憲法適合性と遺留分制度」香川法学26巻1, 2号(2006年)169頁以下参照。近時の遺留分剥奪の基準に関するドイツの議論につき, 川並美砂「ドイツ相続法の改正問題—政府草案における遺留分の新规定を中心に」比較法雑誌42巻4号(2009年)111頁以下, 青竹美佳「相続廃除の基準としての「相統的共同関係の破壊」の現代的意義について—ドイツ法における破綻要件の導入についての議論を参考に」修道法学37巻1号(2014年)1頁以下, 五十嵐・前掲書220-221頁(改正法では生前贈与に対する持ち戻し請求権(10年の時効にかかる)が毎年10%ずつ減額されることになった)。
 - (8) <http://www.e-gov.go.jp/index.html>
 - (9) 最大決平成25・9・4民集67巻6号1320頁。

二 2015年改正前のオーストリア相続法

1 オーストリア民法典の生成と展開

19世紀の民法典の編纂としては, 1804年のフランス民法典(ナポレオン法典)の制定と並んで, 1811年のオーストリア一般民法典(ABGB)が名高い⁽¹⁾。両

者とともに基本的にローマ法の法学提要に範をとったインスティツィオーネンの編別構成を採用しているだけでなく、200年を経過した今日においても、幾多の改正を経ているとはいえ、いずれも効力を維持している。これらの法典は、この200年の間にヨーロッパを始め各国の民法典編纂に直接、間接に影響を及ぼしたという点でも、特筆に値する。フランス民法典は、19世紀においてベルギー、オランダ、ドイツの一部であるバイエルン、イタリア、スペインなどのヨーロッパ諸国だけでなく、中南米やカナダのケベック、中近東諸国、アジアの旧フランス領諸国の民法典編纂にも影響を与えた⁽²⁾。これに対してオーストリア民法典は、フランス民法典ほどではないが、東欧諸国を中心として影響を及ぼした⁽³⁾。そして今日ではオーストリアの民法学者は、共通のドイツ語を話す、1900年にパンデクテン体系の民法典が制定されたドイツおよび19世紀の間に債務法典とそれ以外の民法ルールを包括した民法典の二つの法典を成立させたスイスの民法学者と一体となってドイツ法圏を形成している。これら三国の間では民法ルールや民法学説の相互影響がみられ、民法典制定後のルールの改正の際にもそれが少なからざる作用を及ぼしている。というより実際はドイツ民法典の制定後オーストリア民法典の多数の規定は、ドイツ民法典のドグマに照らして解釈し直されたといわれ、その傾向は債務法の分野で顕著であった⁽⁴⁾。現在オーストリアで出版されている民法教科書の多くも、ドイツ式のパンデクテンシステムに依拠しているといわれる。

また1938年にオーストリア、ドイツの合併後ドイツの婚姻法がオーストリアのカトリック教徒にも適用され、この法律は戦後もほぼそのまま維持された⁽⁵⁾。さらにオーストリアもまた、他の国々におけると同様に、20世紀になると消費者保護法、不法行為特別法、住居法、労働法など数多くの民事特別法が制定され、民法典の適用領域が大きく浸食される結果になっている。

オーストリア民法典は、19世紀初めの農業経済から初期産業革命への移行期の産物であり、その頃の主要な交通手段は郵便馬車であった。そのような時代を反映する民法典は今日のように電子化が進んだ分業制に基づく産業、サービス社会には対応できなくなっている。また200年前に制定された民法典は、当然ながら当時の用語を使って規定されており、しかもその時代の常として法律に通じているべきであるとされた市民を念頭に立法されている。しかし、現代の用語ははるかに進歩しており、規定の用語の多くが今日では古臭くなってい

る⁽⁶⁾。さらに社会体制、経済体制の高度な進化の結果、民法典の制定当時は時代に適合していたが、今日では死文化した多くの規定が見いだされるし⁽⁷⁾、この200年間に展開された豊富な学説、判例が、特に不当利得法および損害賠償法の分野で民法典と実務の間のギャップを益々大きなものにし、民法典の条文とは関わりなく、独自の判例法が展開している⁽⁸⁾。しかのみならず、20世紀の末から21世紀にかけてオランダ、ドイツ、フランスなど多くのヨーロッパ諸国で新しい法典化ないし法典の大改正の波が起きている。そのような状況のもとでオーストリア民法典の欠陥が益々大きなものになってきている。規定を整理し、時代遅れとなった規定を削除するとともに、規定の内容を現代化して実務の要請に答えることが必要である。これまでもすでに時代遅れの法律の削除が着手されていたが、2012年には民法典の全面的改正の計画が立てられ⁽⁹⁾、EU消費者金融指令⁽¹⁰⁾の国内法化としての金融契約規定の改定⁽¹¹⁾、民法上の組合規定の改定がなされた⁽¹²⁾。次いで計画されたのが相続規定の改定である。

2 改正前の相続法の概観

(1) 概観

オーストリア相続法に最も影響を与えたのは、ローマ法およびヨーロッパで支配的であった伝統であろうといわれる。相続法が自然法的基礎を有するかどうかは定かでない⁽¹³⁾。

19世紀には相続法の大きな改定は行われていない。相続法が広い政治的、イデオロギー的議論の対象とならなかったためである。しかしこの30～40年の間に法定相続権の限界、非婚パートナー間の相続、配偶者の相続法上の地位、遺留分権および遺留分への持戻権の改革などの問題が生じた。20世紀の改定は、主に家族法の改正に付随してなされたものである。近年には登録パートナーの相続権の許容が認められた⁽¹⁴⁾。

2015年改正前のオーストリア相続法でも、誰でも原則として死亡を原因としてその財産を自由に処分することができ（遺言自由の原則）、死者がなんら終意処分をしていない場合に法定相続が開始した。これは平均的相続人の意思に向けられたものであり、相続しうる財産は死者の配偶者および最近親の親族に帰した。遺言自由と法定相続の間に遺留分がある均衡をもたらした。被相続人は特定の近い親族にその財産の一定割合を帰属させねばならなかった。彼がそ

れを怠ったときは、遺留分権が近い親族に、遺言相続人に対して相当な価値の支払いを請求する権利を許容した⁽¹⁵⁾。

(2) 相続権

(イ) 相続財産、相続権、相続人

死者の権利および義務の総体は、それが単なる個人的関係において基礎づけられる限り、その者の遺産または相続財産と呼ばれる (531条)⁽¹⁶⁾。

すべての遺産、その全部に対する一定の部分(例えば、2分の1、3分の1)を取得するという排他的な権利を相続権という。それは物権であり、その遺産をわがものとしようとするすべての者に対して効力を有する。相続権が帰する者は相続人と、遺産は相続人との関係では相続財産と呼ばれる (532条)。

オーストリアでは日本とは異なり、相続権は法律に基づいてだけでなく、法律規定に従って表示される被相続人の意思や法律に従って許される相続契約 (602条) によっても生じる (533条)⁽¹⁷⁾。そしてこれらの三種の相続権は併存することができ、第一の相続人には最終意思に基づいて、第二の相続人には相続契約に基づいて、第三の相続人には法律に基づいて各々遺産の一部を帰属させることができる (534条)。ある者に全遺産の一定割合ではなく、個々の物、ある種類に属する一つまたは複数の物、金額または権利が与えようとされるときは、与えようとされる物は、その価値が遺産の大部分を占めるときでも、遺贈であり、それが与えられる者は、相続人ではなく、受遺者とのみみられる (535条)。

(ロ) 相続開始時期

相続開始時期については、オーストリアでは相続権は被相続人が死亡した後初めて開始し、推定相続人が被相続人より前に死亡したときは、推定相続人はいまだ取得していない相続権をその者の推定相続人に移転させることもまたできない (536条)。相続人が被相続人より長生きしたときは、相続権は、断念 (Entsagung) により異なった結果になり、または他の方法でまだ消滅していない場合、相続前でも他の任意相続上の権利と同様にその相続人に移転する (537条)。

(ハ) 相続放棄

自己の相続権を有効に処分できる者は、被相続人との契約によってあらかじめ相続権を放棄することもできる。放棄契約が有効となるためには公正証書の

作成または裁判所の記録による公証を必要とする。放棄契約は別段の合意がなされない限り、その直系卑属にも効力が及ぶ（551条）。

相続放棄に関する551条の新規定により第3勅令（1916年）は、まず第一に相続放棄が被相続人と相続人候補者の間の契約であり、その結果例えば相続人候補者と他の候補者または第三者の間になされた合意が相続放棄契約ではないことに対するすべての疑いを除去しようとした。さらに第3勅令までに存在したが、疑わしいと受け止められた方式の自由が除去された。公証行為の要件をすでに相続契約とのパラレル構成が支持する。放棄者の表示だけでなく、両当事者の表示が公証されねばならない。相続放棄の効力は、たいてい契約当事者の意図に合致する。それは疑わしい場合のルールに過ぎず、勅令の前は争われていたが、強行法規ではない。疑わしい場合のルール（卑属への効力）は、実体的な代襲の表現とみられる。卑属の権利は、尊族の権利に依存するに違いない。尊族は普通は子孫の負担においてその相続権を処分しえないからである。相続放棄の取消はいかなる方式も必要としない。方式は被相続人の死亡後容易に放棄の取消が主張されうるがゆえに疑わしい⁽¹⁸⁾。

相続放棄は通例示談金と引き換えになされる。相続一および遺留分放棄契約は被相続人と潜在的相続権者の間でのみ締結される。被相続人の生前になされた相続期待権者間の将来の相続権に関する契約は879条2項3号により無効である。相続一および遺留分放棄契約は公正証書の方式を必要とする。相続放棄契約は、遺留分放棄契約とは異なり、残りの遺留分権利者の遺留分請求権を増加する。遺留分算定に際して相続分放棄者は存在しないものとして扱われるからである。したがって遺留分の放棄は通例、法定相続権の排除が相当な遺言形成によっても達せられうるがゆえに、相続放棄に優先すべきである⁽¹⁹⁾。

(二) 相続能力

財産を取得する権利を有する者は通例相続もなしうる。ある者がその権利を取得することを一般的に思い切り、または特定の相続を有効に放棄したときは、彼はそれにより相続権を一般的に喪失または特定の遺産に対する権利を喪失する（538条）。教会またはその構成員がいかなる範囲で相続能力を有するかは政令で定める（539条）。相続能力は、現実に相続が開始した後でのみ決定することができる。この時点は通例は被相続人死亡時である（545条）。その後相続能力を取得する者が登場しても、すでに適法にその者に帰属したものを他の

者が剥奪する権利は生じない (546条)。

(ホ) 相続承認の効果

相続人が相続を承認すると同時に遺産に関して被相続人を承継する。両者は第三者との関係では同一の人物とみなされる (547条)。被相続人がその財産から支払うべき債務は、その相続人がこれを引き継ぐ。法律により課せられる罰金は、死者の生前に言い渡されていない限り相続人に移行しない (548条)。死者の居住する土地の慣行、地位、財産に相応する埋葬のための費用は、遺産の責任となる負担に属する (549条)。共同相続の場合は、複数の相続人は、共同の相続権に関しては一人の人とみなされる。複数の相続人は、この地位において裁判所による遺産の引渡し (委付) を受けるまでは、一人のために全員、かつ全員のために一人という地位にある。複数の相続人が引渡しの後にどの範囲で責任を負うかは、遺産の占有の章で定める (550条)。

(ヘ) 相続欠格

オーストリア相続法は相続欠格についても規定を置く。それによれば、被相続人に対して故意にかつ1年以上の自由刑を科せられるべき裁判上可罰的な行為を犯した者または父母と子との間の法律関係から生ずる被相続人に対する義務を著しく怠った者は、状況から判断して被相続人がその者を宥恕したと認められない限り、相続資格を有しない (540条)。

540条もとの法文は、被相続人、その子、両親または配偶者の名誉、身体または財産を故意により侵害しまたは侵害しようとし、そのために彼に対して職権によりまたは被害者の請求によって刑事手続きが開始されうるときは、事情により被相続人が彼を宥恕したことが導き出されえない限り、相続欠格となるとしていた。540条は、第3勅令の前は一般的に改正が必要とされていた。欠格事由の広範な拡大、すなわち名誉、肉体または財産の侵害が刑事訴追されえた場合というのは、目的を超えている。通説によれば、その侵害が相続欠格となる人の範囲もまた広すぎた。第3勅令は被相続人自身に対する違反に制限した。これは今日的視点からは誤りである。傾向は以前から逆の方向を向いている。第3勅令の前に540条について批判されたこと、特に近い親族を保護範囲に加えることは、学説上再び以前と同様支持されている。もちろん判例は、それを激しく批判している。それは第3勅令の起草者が制限を明示的に支持したことにより説明されうる。学説によれば、これを越えて1年以上という刑罰

の威嚇および故意という要件によって制裁への敷居が高く設定されている。相続人が、被相続人、その配偶者またはその厳密に範囲が明確化された親族の生命または健康を故意に侵害または被相続人の財産に対する重い侵害を有責になすので十分でなければならない⁽²⁰⁾。

相続欠格および廃除の規定は、1974年と1989年にも改定された⁽²¹⁾。540条では「または被相続人に対してその親子間の法律関係から生じる義務に著しく違反した」という語が挿入された⁽²²⁾。

強迫もしくは詐欺により被相続人に最終意思の表示をなさしめた者、最終意思の表示ないしその変更を妨げた者、被相続人がすでに作成した最終意思を隠匿した者は相続権を有さず、これにより第三者が被ったすべての損害に対して責任を負う（542条）。不貞または乱倫の事実を裁判所で自白またはそれが回付された者は、互いに最終意思の表示に基づく相続権から排除される（543条）。しかし、不貞または乱倫を裁判上自白し、またはそれが回付された者からの終意処分に基づくすべての種類の相続からの排除を定める543条は、以前から批判の対象となっており、学説の要求に従って2009年の家族法改正法⁽²³⁾により削除された。この規定は疑問のある制度を定めており、時代錯誤である。当初同規定は、倫理に反した行為が最終意思による出捐により報いられたまたはかような出捐の約束により魅力的なものになることを妨げるものとされていた。同時に543条は今日的な視点からは問題のある不貞および乱倫の民事罰とみられる。今日では同条はもはや相当な制裁とはいえない⁽²⁴⁾。

自己の祖国または兵役義務を正規の許可なしに見捨てた国内出生者がいかなる範囲で相続権を喪失するかは政令（ただしこれまでこのような政令は存在していない）で定める（544条）。法定相続の場合には、相続欠格となった者の直系卑属は、欠格者が被相続人より長生きした場合でも、欠格者に代わり相続資格がある（541条）。

特別に重要なのは、第3勅令が相続欠格と代襲との関係でもたらした改正である。第3勅令の前は、被相続人より長生きした、相続欠格者または廃除者の帰責事由のない卑属は相続権を有さず、その者は実体的代襲の原則により排除されたが、それは不当だと受け止められた。したがって541条と780条は形式的代襲の原則の趣旨で改正することを決した。それ以来相続欠格者の卑属が被相続人より長生きした場合でも、この者は、相続欠格者である被相続人を超えて

相続することになった。かくして卑属は相続欠格者たる被相続人を超えて相続するがゆえに、541条は、代襲者に被代襲者の権利とその範囲のみを共通にするもとの権利が帰属する、形式的代襲の表れとみなされる⁽²⁵⁾。

(3) 最終意思の表示 (特に遺言)

(イ) 遺言の意義, 種類および解釈

被相続人がその財産の全部または一部を一人または複数の者に死亡したときに残す旨の撤回可能な定めは、最終の意思表示と呼ぶ (552条)。終意の定めにおいて相続人が指定されたときはこれを遺言と呼ぶ。ただしその定めにも他の処分が含まれるにすぎないときは、遺言付属書 (終意処分書) (Kodizill) と呼ぶ (553条)。

遺言の作成については、1938年にドイツの遺言法がオーストリアにも適用されることになり⁽²⁶⁾、オーストリア民法典の当該規定は効力を失った。しかし1947年にもとの状態に復した⁽²⁷⁾。

自筆証書遺言は最も頻繁に行われる遺言の方式である。遺言者は自筆で記載し、末尾に自書により署名しなければならない。他人が記載した場合は、被相続人が署名しなければならない。パソコンやタイプライターで記載してもよいが、そのような遺言が効力を生じるためには、後述するようにそのうち少なくとも二人が同時に臨席しなければならない、三人の能力ある証人が、明示的に証書が最終意思を包含していることを確認し、かつ末尾に資格ある証人であるという付加文を自書しなければならない。口頭による遺言は、後述のように2005年1月1日からは緊急時にのみ認められることになった。夫婦間でのみ認められる共同遺言は、これらの者を相互にまたは第三者を相続人に指定する。自筆証書による場合、各当事者は同じ遺言を各々自書で記載し、各自が各々署名しなければならない。各当事者は各々自己の財産を自由に処分し、相手方に伝えることなくいつでも撤回することができる。夫婦間の相互的な共同遺言の場合のみ、一方のみの遺言の撤回が相手方による相続人指定の無効を惹起する。ドイツ法とは異なって1248条2項は、婚姻当事者の対立的な処分の場合にも相関関係は存在しないと規定する。しかし実務上生存当事者がその撤回を秘してそれにより本来無効な遺言を維持する危険がある⁽²⁸⁾。

裁判上および公証の遺言は実務上はあまり利用されていない。14歳以上18歳未満の少年や管理者の選任されている障害者は、裁判所により指示される限り、

口頭でのみ公証人または裁判官の面前で遺言しうる。裁判官および公証人は遺言作成の前に適切な質問により遺言意思およびこの者の意思能力を確認し、この検証の結果を記録しなければならない(569条)。この検証の結果の公証人または裁判所の記録簿への記入はその有効要件である⁽²⁹⁾。

終意処分の解釈はその文言に沿ってなされることが必要であり、被相続人の真意を探求するものでなければならない。意思の探求のために被相続人の文書および口頭の表示ならびに被相続人のその他の態様が斟酌されうる。遺言は一般に有効となりかつ維持されるように解釈されるべきである。遺言の個々の指示が無効とされる場合でも、少なくとも残った部分は有効である。法は多くの解釈規定を定めた(555条以下, 559条以下, 562条, 614条, 681条以下)。これらの解釈規定とは異なった被相続人の意思の証明は可能である⁽³⁰⁾。

自筆証書遺言は個人の資料として保管されうるが、若干の費用を負担して公証人または弁護士に寄託されうる。いずれにせよオーストリア公証人協会またはオーストリア弁護士会の遺言登録簿への登録が勧められうる。遺言登録簿には遺言作成者の人的データ、遺言作成期日および寄託場所が登録される。死亡時に裁判所特別委員はこの場所に照会し、遺言が寄託されているかどうかおよびその場所の情報を得る。弁護士または公証人の遺言作成費用は、助言費用、保管費用、登録費用を含めて140~210ユーロである。複雑な事例では費用は嵩む⁽³¹⁾。

(ロ) 遺言の要件1 (内部的方式)

被相続人がただ一人の者を相続人に指定したが、指定の範囲を遺産の一部に制限していないときは、この者は全遺産を取得する。しかし全部の遺産に関して単独相続人に特定の相続分のみが指定されたときは、残りの部分は法定相続人に帰属する(554条)。遺産の区分を定めずに複数の相続人が指定されたときは、各相続人は同じ割合で分割する(555条)。これに対して複数の相続人がいて、その全員に一定の相続分が指定されたが残余が生じるときは、残りの部分は法定相続人に帰属する。しかし、被相続人が全遺産につきその相続人に相続資格があったとしたときは、被相続人が額の算定においてまたは遺産物件の列挙において少し遺産の額を超えたときでも、法定相続人は何らの請求権を有しない(556条)。

複数の指定相続人がいる場合においてそのうちの一人にのみ特定の部分(例えば3分の1または6分の1)を指定し、他の者に何ら指定しなかったときは、

指定なき相続人は残りの遺産を同じ割合で取得する(557条)。何らの遺産も残っていないときは、すべての特定した部分から、特定されていない指定相続人のために、この者が最も少なく受益した者と同じ持ち分を取得できるように比例的に控除されなければならない。相続人の持ち分が同じ大きさであるときは、その持ち分は、彼らと同じ持ち分を受領するように、特定されていない指定相続人に分与されなければならない。被相続人が誤算をした他のすべての場合には、全体について明らかにされた割合に従って被相続人の意思が最大限度満足されるような方法で分割されなければならない(558条)。

指定相続人の間で、若干の者が法定相続の際に他の相続人に対して(例えば兄弟の子が被相続人の兄弟に対して)一人の者とみなされなければならないような事態が同時に起こる場合には、彼らは、遺言に基づく分割の際にも一人の者とみなされる。団体、共同体、集合体(例えば貧者)は、常に一人の者と扱われる(559条)。

すべての相続人が相続分の指定なしにまたは均分という一般的な表現で遺産につき相続資格を有する場合において、相続人の一人が相続権を主張できないかまたは相続権を主張する意思のないときは、これにより未決の部分は残りの指定相続人に帰する(560条)。一人もしくは複数の相続人が相続分を指定して、もう一人のもしくは複数の相続人が相続分の指定なしに相続人に指定されたときは、未決の部分は、個々のまたは複数のなお残る相続分の指定されていない指定相続人にのみ帰する(561条)。相続分の指定された指定相続人はいかなる場合でも増加権はない。すなわち相続分の指定されていない指定相続人が残っていないときは、残りの相続分は、残った相続分の指定された指定相続人にではなく、法定相続人に帰属する(562条)。残りの相続分を取得する者は、負担が指定相続人の個人的な行為に制限されるのでない限り、それと結びついた負担をも引き受ける(563条)。

被相続人は自ら相続人を指定しなければならない。被相続人は相続人の指定を第三者に委ねることはできない(564条)。被相続人の意思は明確でなければならない。被相続人に向けられた提案を単に肯定するにすぎないものであってはならない。被相続人は完全に熟慮して慎重かつ真摯に、強制、詐欺、重大な錯誤なしに意思表示しなければならない(565条)。

意思表示が精神的な疾患、精神的な障害または酩酊のようなそのために必要

な思慮深さを排除する状況においてなされたことが証明されるときは、それは無効である（566条）。遺言能力に関する規定は、時の経過の中で何度も修正されてきたが、これは行為能力に関する規定と平仄を合わせたためである。もっともオーストリア相続法は、遺言能力の欠落を方式の加重で補正しているがゆえに、方式の問題とこの問題とはつながっている。遺言能力における相対的に重要な変更を、禁治産と準禁治産を区別した1916年の禁治産規則⁽³²⁾がもたらした。通説によれば、同法の明文に反して禁治産は絶対的な遺言能力の喪失をもたらさない。したがって禁治産宣告を受けた精神病患者もまた、回復または治癒しているときは禁治産の取消前でも遺言をなした。精神病または精神薄弱による準禁治産者は裁判所内で口頭で、通説によれば公証人の面前でも遺言をなした。回復しているときは方式の強制は排除された。その他の原因、すなわち浪費癖、アル中または薬物濫用による準禁治産者は、すべての遺言の方式においてその財産の半分のみを遺言で処分しえた。遺産の残りの半分は法定相続人に留保される。遺言者が法定相続人を残していない場合にのみ、彼は全遺産を処分しえた。これらの者は終意処分を自由に撤回しえた⁽³³⁾。

1983年の財産管理者法⁽³⁴⁾は禁治産規則を廃止し、遺言能力をも規定する新しい財産管理者法を定めた。旧568条によれば、財産管理人が選任されている者は、裁判官または公証人の前で口頭で遺言することができた。したがって財産管理人の指定は、法律上当然に遺言の方式の制限に導いた。この規定は、遺言能力に関係のない理由に基づき財産管理人を得た者もまた制限に服させた。2004年の親族法、相続法改正法は568条を改正して欠陥の除去をした。それによれば、財産管理人が選任された、肉体的病者または精神障害者の場合、裁判所がこれを財産管理人指定決定において指示した場合にのみ、遺言可能性が制限される。この場合被保護人は、裁判所または公証人の面前でのみ口頭で遺言をなしうる。かような指示がない場合は、具体的事例で十分な遺言能力が前提とされていれば、すべての遺言の方式を自由に用いうる⁽³⁵⁾。

以前より判断力を失っていた被相続人が、最終の定めの際には完全に正気であった旨が主張されたときは、右の主張は、鑑定人ないし法務官により被相続人の心の状態を詳しく探求し、またはその他の確かな証拠により疑いを晴らさねばならない（567条）。

未成年者は遺言能力を有しない。いまだ18歳に達しない未成年者は、裁判官

の面前でまたは公証人のもとで口頭でのみ遺言することができる。裁判所は、最終の意思表示が自由かつ熟慮のうで行われたことを相当な審査により確信するように努めなければならない。その表示は記録され、審査の結果がこれに付記されなければならない。18歳に達した後は右の制限なしに最終意思を表示することができる(568条, 569条)。

被相続人に重大な錯誤があるときは、定めは無効である。被相続人に受益させる人物または遺贈する物件につき間違いがあったときは、錯誤は重大な錯誤とみなす(570条)。被相続人により表示された動機が誤っているときでも、処分は有効である。ただし、被相続人の意思がもっぱらこの誤った動機にのみ基づいていたことが明白なときはこの限りではない(572条)。

修道士は原則として遺言することができない。修道会がその構成員が遺言できる旨の特別の便宜を認めているとき、または修道士が誓約の解消を認められたとき、もしくは修道士が修道会、教会財団法人、修道院の廃止によりその地位を退いたとき、または修道士が政令により修道会、教会財団法人、修道院の構成員とは見られず、完全な所有物を取得できる状況にあるときに限って、これらの者はその所有物を最終意思の表示により処分することが許される(573条)。

適法に表示された最終意思は、後に障害が生じたときでもその効力を妨げられない(575条)。最初に無効である最終意思は、後の障害の除去により効力を生じることはない。この場合において新たな処分が行われなときは法定相続に従う(576条)。

(ハ) 遺言の要件2 (外部的方式)

日本では遺言は裁判所外で、書面によりなされることになっているが、オーストリアではそうでなく、遺言は、裁判所外または裁判所で、書面もしくは口頭で、証人を伴ってもしくは証人なしに書面により遺言することができる(577条)。もっとも2004年の改正以来口頭による遺言は危急時のみとされた。書面により証人なしに遺言をしようとする者は、遺言または終意処分書を自筆で作成することを要し、氏名を自署しなければならない。最終意思が作成された日付、年、場所の記載は要件ではないが、後日の争いを避けるために記載することが望ましい(578条)。被相続人が他の者に代書させた最終意思は、被相続人がこれに署名しなければならない。さらに被相続人は、能力を有する3人の証人の面前で、そのうち少なくとも二人の同席のもとに、証書がその最終意思で

ある旨を明瞭に表示しなければならない。証人もまた、証書の表面または裏面に、しかし封筒にはなく、常に証書それ自体に証人であることを示す補足を付して署名しなければならない。証人が遺言の内容を理解していることは必要ではない(579条)。

579条は当初、他人の書いた遺言では証人は、最終意思の証人として署名しなければならないとしていた。付加文言の欠落が終意処分の無効に導くかが問題となり、通説はそれを肯定した。第3勅令は、署名が証人のものであることを示す付加文言を包含しなければならないことを明らかにした。それに一致して法文は、証人であることを示す付加文言とともに署名しなければならないとした⁽³⁶⁾。当初のオーストリア民法典は、他人が書いた遺言の場合、被相続人による保証を要求した。被相続人は、少なくともそのうち二人が居合わせなければならない、三人の能力のある証人の前でその証書をその最終意思として確認(nuncupatio)しなければならないとされた。第3勅令の前は、この確認が沈黙でもまたは署名によりなされるかが議論された。勅令の起草者はこれを否定し、579条を「彼はさらに、そのうち少なくとも二人が同時に居合わせなければならない、三人の能力ある証人の前で証書がその最終意思を包含することを明示しなければならない」とした。判例は、明示の要件を今日でもなお重視し、確認が明示的になされない場合は終意処分が無効だとする⁽³⁷⁾。これは、確認の要件が当事者にしばしば知られず、遺言作成の自然の流れから外れているがゆえに、問題である。証人は通常被相続人が終意処分をなし、これが署名される証書に記載されていることを知っている。大抵証人は遺言書の作成に呼ばれるのであり、その結果その任務および署名する書類の種類に疑いを抱かない。そのため通常の被相続人は、証人が明示的にその証書が彼の最終意思を包含することを明示することに思い至らない。したがって明示的な表明の要件は形式主義である。被相続人は儀式的行為を懈怠する傾向がある。若干の学説によれば、証人の確認が聞き取られねばならないとされることによりその状況はますますひどくなる。その立証が困難だからである。明示的な表明と黙示の表明との限界はあいまいであるから、遺言の効力をそれに依存させるべきではない。したがって他人が書いた遺言における確認の要件を削除するか、証人が被相続人の最終意思のための書類を保持するという要件に変えるのがよいであろう⁽³⁸⁾。

筆記できない被相続人は、前条に規定した方式を遵守したうえ、署名に代え

て、3人の証人全員の面前で拇印を添えなければならない。誰が被相続人であるかについて永続的な証明を容易にするために、証人の一人が拇印の下に被相続人の氏名を筆記し、代書した旨をこれに添えることもまた留意されるべきである(580条)。被相続人が文字を読むことができないときは、被相続人は遺言の内容を閲覧する他の二人の証人の面前で証人の一人により遺言証書を読み聞かせ、かつ証書が被相続人の意思に沿っている旨を証人は確認しなければならない。これらの場合において最終意思の筆記者は、同時に証人であることもできるが、被相続人が文字を読むことができないときは、証書の読み聞かせを免れる(581条)。もとの581条は、最終意思の記載者がすべての場合に同時に証人たりうるとした。第3勅令は、被相続人が読むことができない場合、記載者が証書をあらかじめ読むことから除外される限りで例外を作り出した⁽³⁹⁾。

覚書または証書(Aufsatz)の手段による被相続人の指示は、そのような証書が最終意思の表示が有効となるために必要なすべての要件を具備するときに限り効力を有する。その他被相続人により記された書面による所見も、被相続人の意思を補充するためにのみ用いることができる(582条)。同一の証書は、原則として一人の被相続人のためにのみ効力を有する(583条)。書面による遺言に必要な形式を遵守することができない、またはその意思のない被相続人は、口頭の遺言をすることができる(584条)。口頭で遺言する者は、同席しており、被相続人を詐欺や錯誤に陥らせないことを確信できる3人の証人の面前で、誠実にその最終意思を表示しなければならない。証人は3人が全員共同してまたはいずれか一人が、記憶を確かなものにするために、被相続人の意思表示を自ら記録するか、またはできるだけ早く記録させることは要件ではないが、これに留意すべきである(585条)。口頭での最終の定めは、遺言につき利害関係を有する者の請求があるときは、3人の証人の一致した、宣誓をしたうえでの陳述により、または3人のうちの一人が宣誓による陳述をすることができないときは、少なくとも他の二人により確認されることを要し、これに違反した場合は最終意思の表示は無効である(586条)。

上記584条~586条は、2004年の家族法、相続法改正法1条Z29により削除された。第1勅令(1914年)までは586条は、「口頭の最終指示は、法的効力を生じるためには、そこに立ち会った各人の要求により、三人の証人の一致した宣誓に基づく言明によりまたは彼らの一人がそれをなしえない限り、少なくとも

二人の残りの証人の一致した宣誓に基づく言明により証明されねばならない」と規定されていた。第1勅令は「法的効力を生ずるために」を削除し、違反するとこの最終意思の表示は無効となるとした。その変更によって586条が方式規定なのかそれとも証拠規定なのかという問題は、宣誓を要求することが有効要件となることを意味するという事になった。三人目が宣誓に同意しない場合は、二人の証人の言明で十分だというルールも587条に挿入された。2004年の家族法改正法により既述のように長年にわたって非難されてきた口頭の遺言が正規の遺言の形式として認められなくなり、今日では緊急時遺言についてのみの規定が意味を有する⁽⁴⁰⁾。

被相続人は、裁判所において書面によりまたは口頭で遺言することができる。書面による定めは、少なくとも自筆で署名し、自ら裁判所に引き渡さなければならない。裁判所は、被相続人が自署を添えるべき旨に留意し、さらにその遺言書を裁判所で封印し、最終意思がそれに含まれている旨を封筒に記さなければならない(587条)。被相続人がその意思を口頭で表示しようとするときは、意思表示の内容を記録に取り、前条において書面による遺言が申告された場合と同様に封印して保管する(588条)。書面によりまたは口頭で最終意思を表示する裁判所は、少なくとも二人の宣誓義務ある裁判所職員により構成されなければならない。そのうちの一人は意思表示が行われる土地を管轄する裁判所に属していなければならない。一人の裁判官を除き二人目の裁判所職員の証言は、二人の他の証人の証言によっても代えられうる(589条)。危急の場合には、あらかじめ定めた者が被相続人の住居に赴き、その最終意思を書面または口頭による遺言に作成し、さらに日付、年および場所を付して右の行為を記録することができる(590条)。

18歳以下の者、心神喪失者、盲者、聾啞者、その他被相続人の言葉を理解しない者は、最終の定めの際に証人となることはできない(591条)。

以前の法によれば、591条は、修道会員、妻、18歳以下の未成年者、心神喪失者、盲人、聾者または啞者、そして被相続人の言葉を解しえない者は、終意処分に際して証人たりえないとされていた。妻が証人たりえないという箇所はすでに第1勅令で除去された。修道会員の証人能力の否定は、1999年に除去された⁽⁴¹⁾。第1勅令は、詐欺その他の利益追求の罪を犯すことにより有罪とされた者は証人たりえないという旧592条を削除した。キリスト教を信仰しない者

は、キリスト教信者の最終意思の証人たりえないと規定した旧593条は、1860年に削除された⁽⁴²⁾。

相続人または受遺者は、自己に授与された遺産に関して証人資格はなく、同様にこれらの配偶者、両親、子、兄弟姉妹または姻族である者、またはこれらと同親等である者および有給の従僕も同様である。死後処分は、それが有効であるためには被相続人により自筆で書かれなければならない、または3人の与えようとした者とは異なった証人により確認されなければならない(594条)。また被相続人が最終意思を書いた者またはその配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、親等を同じくする姻族に遺産を指定したときは、その指定は、前条で述べた方法に基づいて疑いを取り除かなければならない(595条)。非偏頗性および証人資格、被相続人の同一性について疑いを取り除く義務は、最終意思に関与した裁判所の職員にも適用がある(596条)。

(二) 緊急時遺言

2004年の改正までは、緊急時遺言に関する597条は、航行中の船舶でまたはペストないしそれと同様の伝染病の流行する地で作成される最終の指示の際には、14歳に達した者も証人となることができると規定するのみであった。そして受益に関する最終の指定をするには、二人の証人で足り、そのうち一人は遺言を筆記できる必要があった。伝染病の危険がある場合には二人の証人が同席することを要しなかった(598条)。航行を終えてからまたは伝染病が消失してから6か月経過した後には、受益に関する最終の意思表示はその効力を失った(599条)。また軍人遺言での優遇は軍人法で定めることになっていた(600条)。

2004年の家族法改正法は、緊急時遺言もまた改正した(597条)。それまでは緊急時遺言に関する一般規定はなく、旧597条の定める場合にのみ緊急時遺言が可能とされ、同規定の他の場合への準用ないし類推は否定されていた。新規定によれば一般的な緊急事態について緊急時遺言が可能とされている。緊急時遺言の特徴は、新規定のもとでも証人が二人で足り、かつ口頭の処分が許容されることである。その最も重要な要件は、被相続人が終意処分を他の方法で表示しうる前に死亡または遺言能力を失う直接的に緊急の危険である。ヴェルザーによれば、この要件は一見したところ明解であるが、危険がいつ現在するのか、これを誰が判断するのか、また被相続人が他の方法で表示をなしえないという法文がどこまで厳格に解釈されるべきなのかといった問題をはらんでい

る。これまでになされた下級審の判例では、裁判所が他の方法でという文言を厳格に解しすぎる傾向があり、緊急時遺言が当事者の意思に反して無効とされるものが多い。しかし、だからといって要件を緩めることは危険であろう。緊急時遺言も相対的に厳格な方式だからである。緊急時遺言は正規の遺言と同じ効力を有する。疑わしい場合は、始めになされた処分は効力を失う(713条)。法律は効力の時間的制限を定める。危険喪失後3か月で緊急時遺言は効力を失う。始めになされた処分が復活するかどうかは争われているが、否定すべきであろう⁽⁴³⁾。2004年の改正によって598条から600条までの規定は削除された。

(ホ) 遺言の無効など

被相続人が個々に規定され、かつ明示的に単に注意を喚起させるだけではない要件の一つを遵守しなかったときは、最終の意思表示は無効である(601条)。遺産のすべてについてのまたは遺産全体のうち特定部分についての相続契約は、夫婦間でのみ有効に締結することができる。これについての規定は夫婦財産契約の章で定める(602条)。また死亡を原因とする贈与がどの範囲で贈与契約とみるかまたは最終意思とみるべきかは、贈与の章で定める(603条)。

(ハ) 遺言の執行

被相続人は終意処分で遺言執行者を定めうる。オーストリアではいずれにせよ遺産の取得は遺産裁判所の監督下でなされるのだから、遺言執行者の指定は大抵余計である。負担の指示のように最終意思の履行が裁判所により監督されない場合にのみ意味を有する。この場合でも遺言執行者は監督機能を有するにすぎない。終意処分により遺言執行者の任務は拡大され、執行業務もまた委託されうる。例えば終意処分により遺産の代理および管理をなすための管理業務を委託されうる。しかし相続人の代理権および管理権がそれに優先する。遺産裁判所も相続人も、被相続人が相続代理人を選任したことに拘束されない。したがって相続人はそれをいつでも撤回しうる⁽⁴⁴⁾。

(4) 後位相続人

被相続人は、指定相続人が相続財産を取得しない場合に備えて、ある者に、この者も相続財産を取得しない場合は第二の者に、同様な場合は第三の者に、または複数の後位相続人にも、相続資格を与えることができる。このような指示を補充相続人指定(gemeine Substitution)と呼ぶ。先に相続資格を得た者が相続人となる(604条)。被相続人が、指名された相続人が相続人となること

ができず、または指名された相続人が相続人となることを欲しない特定の場合のうち一つの場合についてのみ明示していたときは、他の場合は除外される(605条)。

相続人に課せられた負担は、それが被相続人の明示的な意思または事情により相続人の一身に制限されるのでない限り、相続人に代わる後位相続人にも及ぶ(606条)。共同相続人のみに後位相続人として相互に相続資格が付与されているときは、被相続人は、相続人指定で処分された相続分を補充相続の場合にも及ぼす意思であったと認められる。しかし、補充相続において共同相続人以外の者にもなお相続資格が付与されているときは、右の相続分はすべての者に等分に帰属する(607条)。

被相続人は、その相続人に帰属する相続財産を相続人の死亡後にまたはある一定の場合に指定された第二の相続人に引き渡すべき旨の義務をその相続人に課すことができる。このような指定を家族世襲財産の後位相続人の指定と呼ぶ。家族世襲財産の後位相続人の指定は黙示的に補充相続を含む(608条)。家族世襲財産の後位相続人の指定は、将来の世代の親族がいる場合の広範かつ長期間の財産の拘束を避けるためになされる。動産に関しては二人の者のみが、不動産に関しては一人の者のみが後位相続人として指定される⁽⁴⁵⁾。両親はまた、その子が遺言能力を有しない場合にも、両親が子に残す財産に関してのみ一人の子を相続人または後位相続人に指定することができる(609条)。被相続人が相続人に遺産について遺言することを禁止したときは、それは家族世襲財産の後位相続人の指定であり、その場合後位相続人は、遺産を被相続人の法定相続人のために管理しなければならない。物件を譲渡することの禁止は、後位相続人が物件について遺言する権利を除外しない(610条)。

後位相続人が互いに従うべき順序は、後位相続人のすべてが被相続人と同時代人であるときは全く制限されず、三親等、四親等、さらにそれ以上の親等の者にも及ぶ(611条)。後位相続人が同時代人ではなく、遺言作成のときにまだ出生していないような後位相続人であるときは、家族世襲財産の後位相続人の指定は、金銭およびその他の動産に関して二親等の者まで及ぼすことができる。不動産に関しては、後位相続人の指定は、一親等の者にのみ適用がある。親等の決定に際しては、相続財産を占有する者のみを後位相続人に数える(612条)。

家族世襲財産の後位相続が開始するまでは、指定相続人(先位相続人)には

用益権者の権利義務と同様の制限的な所有権が帰属する（613条）。先位相続人は相続財産を制限的に使用しうが、後位相続人の同意なしに負担させたり、処分したりすることはできない⁽⁴⁶⁾。後位相続人の指定が明らかでないときは、指定は、指定により所有権を処分する相続人の自由の制限が最小になるような方法で解釈しなければならない（614条）。

補充相続人の指定は、指定相続人が相続財産を相続したときに消滅する。家族世襲財産の後位相続人の指定は、相続資格を有する後位相続人がもはや残っていないとき、または後位相続人が生ずる場合がなくなったときには消滅する（615条1項）。被相続人の異なる意思が認められない限り、家族世襲財産の後位相続人の権利は、後位相続人が後位相続開始のときに生存しないときでも、その相続人に移転する（615条2項）。

第3勅令の前は家族世襲財産の後位相続人の期待権が相続されるかは議論されていた。通説はこれを認めたが、判例は、家族世襲財産の後位相続が条件付きの任務であり、彼が後位相続時に生きていなければ、後位相続権は消滅するとした。後位相続人による権利の処分の可能性もまた相続性に依存する。委員会は、それに関してそのように解されねばならない被相続人の最終意思が決定的な意味を有することについて一致していた（615条2項⁽⁴⁷⁾）。

特に遺言能力のない者になされた家族世襲財産の後位相続人の指定（608条、609条）は、その者がその終意処分の当時全く思慮深かったことが証明された場合または裁判所が判断能力を有することを根拠に財産の自由な管理権をその者に与えた場合には、その効力を失う。病気の再発のため再びその者に財産管理人が付され、その間に何らの終意処分もなされなかったときも、後位相続人の指定は再び復活することはない（616条）。被相続人の子がいまだ直系卑属を有しない時期に被相続人によりその子のためになされた後位相続人の指定は、子が相続能力を有する直系卑属を残したときは消滅する（617条）。家族世襲財産の相続については、さらに618条から645条が規定を置いていたが、1939年の「家族世襲財産およびその他の拘束財産の消滅に関する法律」により削除された⁽⁴⁸⁾。

財団は、資本の収益、不動産、宗教施設、学校、病院施設、救済施設のような公共施設についての権利またはある人の扶養のための期間が特定されており、補充相続人指定や家族世襲財産とは異なる。財団に関する規定は政令で定める

(646条)。

(5) 遺贈

(イ) 遺贈総論

相続人指定とは異なり、遺贈では特定の財産(特定物、種類物、金銭、権利)が移転され、相続人と異なり、受遺者は個々の権利の承継者である。遺言補足書は遺贈のみを含む終意処分である。被相続人は時折間違った表現をするから、支配的判例によれば、全部の遺産を含む遺贈は、相続人の指定とみなされる。探求されるのは被相続人の事実上の意思であり、彼によって用いられた表現ではない(655条)⁽⁴⁹⁾。

遺贈(535条)が有効となるためには、遺言能力を有する被相続人が受遺能力を有する者に有効な最終意思の表示により遺贈することが必要である(647条)。被相続人は、一人または数人の共同相続人を受遺者としてのみ扱う趣旨の遺言を予め定めることもできる(648条)。

遺贈は、共同相続人の一人に属する物件が遺贈された場合でも、各自の相続分に応じて原則としてすべての相続人の負担となる。ただし、被相続人が遺贈の履行を共同相続人の一人の負担とする意思かそれとも受遺者にも特に委ねる意思かは、被相続人の意思に依存する(649条)。受遺者は、彼に委ねられた更なる遺贈の完全な履行につき、他への遺贈の額が彼への遺贈の価額を超えることを理由としてそれを免れることはできない。しかし、受遺者が遺贈を承認しないときは、遺贈が帰属する者は、右委任を引き受けるか、または彼に帰属する遺贈を指示を受けた受遺者に引き渡さなければならない(650条)。親族、従僕、貧者などあるクラスの人に遺贈した被相続人は、配分を相続人または第三者に委ねることができる。被相続人がこれについて別段の定めをしていないときは、相続人がその選択を行うものとする(651条)。被相続人は、遺贈に際して補充相続人または家族世襲財産の後位相続人を指定することができる。その場合には前章に定めた規定を適用すべきである(652条)。

一般の取引の対象となるすべての物、すなわち物、権利、労務およびその他の財産的価値を有する行為は、これを遺贈することができる(653条)。物が遺贈され、この物が一般の取引の対象となるが、受遺者がこれを自己のために占有する能力を有しないときは、通常の価額が受遺者に支払われる(654条)。遺贈の場合にも、文言は通常の意味に解釈される。被相続人がある表現において

被相続人に固有の特別の意味を結び付けることが通例であること、または通常の意味とは異なる意味に解釈しなければ遺贈が意義を有しなくなることは、それを主張する者が証明しなければならない(655条)。

(ロ) 遺贈各論

被相続人の一つまたは複数の同じ種類の物件があるが、彼が詳細な定めをせずに遺贈し、かつ遺産中にそのような物件が複数存在するときは、相続人が選択権を有する。相続人は受遺者が使用することができるものを選択しなければならない。複数の物件から取り出すことないし選択することが受遺者に任されたときは、受遺者は最上のもものを選択することもできる(656条)。被相続人がある種類に属する一つまたは複数の物件をその所有物からのみ遺贈することを明示して遺贈したが、遺産中にそのような物件が全く存在しないときは、その遺贈は効力を有しない。指示された数量に不足するときは、受遺者は遺産中に存在する数量で満足しなければならない(657条)。被相続人がある種類に属する一つまたは複数の物件を明示的に自己の所有物から遺贈したのでない場合において、右の物が遺産中に存在しないときは、相続人は、受遺者の地位と必要に適したものを受遺者に調達しなければならない。一定額の金銭の遺贈は、現金が遺産中にあるかどうかを考慮することなく、相続人にその支払義務を負わせる(658条)。被相続人は、複数の物からどの物を受遺者に調達すべきかの選択を第三者に委ねることもできる。第三者が選択を拒絶し、または選択する前に死亡したときは、裁判所は、受遺者の地位と必要を考慮して遺贈物を特定しなければならない。裁判所による特定は、選択の前に受遺者が死亡した場合にも生じうる(659条)。

特定物の遺贈は、それが一つのまたは異なった指示において繰り返されている場合、受遺者によってその物自体とその価額が同時に請求されえない。同時に同じ種類の物または同じ金額が含まれる遺贈は、それが繰り返される数だけ受遺者に帰属する(660条)。遺贈された物が最終指示のときにすでに受遺者の所有であったときは、遺贈は無効である。受遺者が遺言作成の後にそれを入手したときは、受遺者に通常の価額が支払われる。ただし、受遺者がその物を被相続人から、しかも無償で取得していたときは、遺贈は取り消されたものとみなされるべきである(661条)。被相続人にも、相続人または受遺者の所有にも属しない他人の物を第三者に給付すべき旨の遺贈は無効である。物の持ち分ま

たは請求権が上記の者に属するときは、請求権または持ち分のみを遺贈したものと解されるべきである。遺贈物が担保に供されていたり、負担つきであるときは、受遺者は負担をも引き受ける。ただし、被相続人が特定の他人の物を購入し、それを受遺者に給付すべき旨の明示的な指示をしているが、所有者がその物を評価額で売却する意思がないときは、その価額が受遺者に支払われなければならない(662条)。

被相続人が受遺者に対して有する請求権の遺贈は、相続人に債務証書を返還するか、または受遺者に債務(元本)および残存利息の免責をなさしめる義務を負わせる(663条)。被相続人が受遺者に対して有する債権のある者に遺贈したときは、その相続人は、未払いの利息と将来の利息を含めた債権を受遺者に委ねなければならない(664条)。被相続人が受遺者に支払うべき債務の遺贈は、被相続人により明示された債務または受遺者により証明された債務を相続人が承認し、債務証書に記載される条件または期限を考慮することなしに、遅くとも残りの遺贈を履行するために定められた期限内に債務を支払わなければならないという効力を有する。ただし、右の承認によっても被相続人が債務を負担する他の債権者に不利益を負わせることはできない(665条)。債務の免除は、遺言作成時点での現在の債務のみを意味し、遺贈後に始めて生じた債務は、これを含まないものと解される。遺贈により抵当権または保証が免責されたときは、債務も免除されたという結論は生じない。弁済期限が伸長されたときでも、猶予期間中の利息は弁済しなければならない(666条)。また被相続人がある者にある金額の債務を負っていて、同人にそれと同金額の遺贈をしたときは、被相続人が遺贈をもって債務を弁済する意思であったとは推定されない。この場合には相続人は、両債務とも、すなわち債務の弁済と遺贈を履行しなければならない(667条)。公の信用証券に基づく債権も、不動産抵当付き投資に基づく債権も、物権の権利に基づく請求権も、未払い債権の遺贈には含まれない(668条)。

婚姻資産は、夫からその返還を免責するという方法で、または相続人が婚姻資産として編入した金銭や物を証明なしに、またそれに要した費用を控除することなしに、妻に支払うべき旨の義務を相続人に負わせるという方法で遺贈することができる。この場合遺贈された債権に関する規定を適用する(669条)。被相続人が第三者に金額の特定しない婚姻資産を遺贈した場合において、娘の両親がその生活状況に相当する平均的な財産を有するときは、第三者自身の財

産を考慮しないで、両親がこの娘に与えてしかるべきそのような婚姻資産と同額の遺贈をしたものと解すべきである(670条)。両親が娘に婚姻資産を遺贈したときは、婚姻資産は、それが先取遺贈であると明示的に意思表示されていない限り、法定の(または終意の)相続分に算入される(671条)。上記669条～671条は、嫁資制度の廃止の一環として2009年に削除された⁽⁵⁰⁾。

扶養の遺贈には食料、衣料、住居およびその他の必要なものが含まれ、しかも教育と同様に終身に及ぶことができる。これらすべては教育費も含めて理解される。教育は成年に達すると同時に終了する。食料と飲料は終身にわたり費用に含まれる(672条)。本章で列挙される遺贈の程度は、その程度が被相続人の明示的な意思によっても、従前からの扶助を通じて推測できる黙示的な意思によっても明らかにならないときは、受遺者に固有の境遇または受遺者が享受してきた世話から推測できる状況などに従って決定されなければならない(673条)。

動産(家具)という表現の下では住居の相当な使用のためのもののみが、家財ないし調度という表現のもとでは世帯の切り回しに必要な設備が意味される。家業の経営のための道具は、明示の意思表示がない限り、ここでいう動産には含まれない(674条)。

それ自体では独立せず、全体の一部にすぎない倉庫が遺贈されたときは、原則として被相続人の死亡のときに倉庫に保管され、その物件の保存のためにその性質に従って倉庫が用いられ、または被相続人により通常用いられる物件のみが遺贈されたものと推定される(675条)。これに反して倉庫内が流動的であり、または倉庫内に現存する物があるときは、受遺者は倉庫のみを請求することができ、倉庫内に保管される物を請求することはできない(676条)。箆筒、箱または店舗がその中に存在する物件を含めて遺贈されたときは、金銀、装飾品、現金および受遺者から被相続人に引き渡された債務証書すらもこれに加えられる。被相続人の債権や権利がそれに基づくその他の債務証書または証書は、倉庫内にその物以外になんら見いだせないときに限り、遺贈したものと扱う。流動物の遺贈には、これを運搬するのに用いる容器も含まれる(677条)。

宝石は通例は硬玉と良質の真珠のみを意味し、装飾品には人を装飾するのに役立つにせの石や金ないし銀で作られたまたは金銀で飾られた装身具も含まれ、装身具類は装飾品、装身具、衣装のほか、人の装飾に用いられる物品を意味する(678条)。金や銀の遺贈には加工したのものも未加工のものも含まれ、硬貨に

なったものは含まれないが、他の遺産物件の一部や装飾物、例えば時計や容器は含まれる。下着は衣類には含まれず、またレースは下着には含まれず、装飾物に入る。被相続人に快適さをもたらす鞍馬や馬車は、これらと一体となる馬具を含めて豪華馬車 (Equipage) に含まれるが、乗馬用の馬や乗馬具はこれに含まれない (679条)。また現金に代わるものとして通常流通する公の信用証券も現金に含まれる (680条)。

子という表現のもとで被相続人が他人の子に遺贈するときは、息子と娘のみを意味するが、被相続人が自己の子に遺贈するときは、被相続人の死亡のときにすでに懐胎され、子に代わる直系卑属も含まれる (681条)。親族につき詳細な限定をしないでなされた遺贈は、法定相続に従って最近親の者に出捐されるものであり、一人の人とみなされるような者の間での遺産の分割に関する559条に定められた上記の原則は遺贈にも適用される (682条)。また被相続人がその使用人に遺贈した場合において使用人を単に雇用関係により表示するにすぎないときは、遺贈は、被相続人の死亡の時に雇用関係にある者が取得すべきものと推定される。しかしこの場合においても、これに反する強い推定事由があるときはこの限りでない (683条)。

1993年までオーストリアでは財団は公益または慈善の目的でのみ設立されえたが、私的財団法 (PSG) により財団の適用領域が拡大され、現在では節税、財産価値の確保や保持、財産の逸失の回避、事業の継続性の維持、家族員のための配慮などのために設立されている⁽⁵¹⁾。私的な財団は設立者の生前または死亡時に設立されうる。いずれの場合も財団設立の意思表示は公正証書が必要である (PSG39条1項)。財団が終意処分により設立されるときは、付加的に終意処分のために規定された方式 (遺言) が遵守されねばならない。設立者が遺言の方式を遵守したときは、その最終意思は公正証書の方式で財団を設立するという相続人への委託と解される。設立者は財団を承継者または受遺者と指定しうる。承継者の指定か遺贈かは、異なった責任の結果に基づいて財団設立表示から導かれる⁽⁵²⁾。

(ハ) 遺贈の帰属日など

遺贈の帰属日については、受遺者は、通常 (699条) 被相続人の死亡の後直ちに自己およびその承継者のために遺贈を求める権利を取得すると規定されている。しかし遺贈された物の所有権は、第5章の所有権の取得について定めら

れた規定に従ってのみ取得されうる（684条）。個々の遺産物件の遺贈，それに関わる権利，僕婢の少額の報酬および慈悲としての遺贈は，直ちに請求することができ，その他の遺贈は，被相続人の死亡のときから1年を経過した後に初めて請求することができる（685条）。個々の遺産物件の遺贈の際には，被相続人の死亡以降に生じた利息，発生した収益，その他の増加は，受遺者に帰属する。それに対して，すべての遺贈が引き当てとなる負担および損失ですら，他の者の過失なしに縮減または消滅したときは，受遺者の負担となる（686条）。1年毎，1か月毎などの回帰的時期に給付すべき金額がある者に遺贈された場合において，受遺者が当初しか生存していなかったときでも，受遺者はこの期間の全額を求める権利を有する。しかしその金額はその期間の経過後に初めて請求することができる。最初の期間は被相続人が死亡した日から進行を開始する（687条）。

債権者が債務者に対して担保を請求することができるときは，受遺者もまた遺贈の担保を請求することができる。物権的権利の発生のために遺贈の登記がどのようになされる必要があるかは437条がこれを規定する（688条）。

受遺者が承認しないまたはできない遺贈は後位相続人に帰属する（652条）。後位相続人が存在せず，かつ全遺贈が複数の者に未分割または等分に与えようとされたときは，それらの者の一人が取得しないその持ち分は，遺産の共同相続の場合と同様に残りの者に帰属する。右の二つの場合のほかは，空位となった遺贈は遺産にとどまる（689条）。

遺産のすべてが遺贈によりなくなるときは，相続人は，遺産の処分に要した費用や相続人の尽力に相当する報酬以外には何らの請求もすることができない。相続人が自ら遺産を管理することを欲しないときは，相続人は財産管理人の選任を請求しなければならない（690条）。遺贈のすべてを遺産から満足させることができないときは，扶養の遺贈がまず第一に支払われるべきであり，相続開始の日から扶養が受遺者に帰属する（691条）。これに対して，遺産が債務や他の支払義務ある費用の弁済およびすべての遺贈の支払のために十分でないときは，受遺者は比例的な減額を甘受する。そのようなおそれがある限り，相続人は担保の提供なしには遺贈を履行する義務はない（692条）。しかし受遺者が遺贈をすでに受領している場合には，その減額は，受領のときに遺贈物件が有していた価額および遺贈物件から受けた利益に従ってこれを決定する。負担を免

れるために、遺贈または上記価額と受けた利益を遺産に返すことは、遺贈の受領後も常に受遺者の自由である。遺贈物件の価値の増減については、受遺者は善意の占有者として扱う(693条)。

被相続人が政令の規定に従って貧者や廃疾者、病人のための施設、および公的な教育施設を援助するために遺言で出捐した出資は遺贈とはみなされえない。右の出資は国家の負担であり、相続人自身が弁済することを要し、さらに私法の原理に従うのではなく、政令のみに従ってこれを判断することができる(694条)。

(6) 終意意思の制限と取消

(イ) 意義

被相続人は、その指示を条件、期限にかからしめ、指図または表示された意図により制限しうる。被相続人は、遺言または終意処分を変更し、またはこれらを全面的に取り消すこともできる(695条)。

(ロ) 終意処分の制限の種類

権利の発生に関わるものを条件と呼ぶ。条件がある出来事の発生に関わるか、それとも不発生に関わるかによって、それは肯定的または否定的である。与えようとされた権利が条件の成就後に初めてその効力を取得するときは、条件は停止条件である。与えようとされた権利が条件の成就により消滅するときは、その条件は解除条件である(696条)。全く理解できない条件は、付加されていないものとみなされるべきである(697条)。不能の停止条件付きで、ある者に権利を与える旨の定めは、条件の成就が後に初めて不可能になり、かつ被相続人がその不能を知っていたときでも、無効である。不能の解除条件は、条件が付されていないものとみなされる。これらのことはすべて不法条件についても適用される(698条)。これに対して条件が実現可能でかつ適法なときは、条件に依存する権利は、条件の厳格な成就によってのみ取得される。条件を偶然の出来事、与えようとされた相続人や受遺者、第三者の意思に依存させることもできる(699条)。相続人または受遺者が成年に達した後も婚姻をしない旨の条件は、条件が付加されていないものとみなされるべきである。寡婦となった者のみは、彼女が一人または数人の子を有するときは、その条件を満たさなければならぬ。相続人または受遺者が特定の者とは婚姻しない旨の条件は、適法に付加されうる(700条)。最終の意思表示において記された条件がすでに被相続人の生存中に成就した場合には、被相続人の死亡後の条件の成就是、条件が

相続人または受遺者が繰り返すことができる行為から成り立つときのみ、繰り返される必要がある(701条)。

相続人または受遺者に課せられた条件は、被相続人の明示的意思表示なくしては、被相続人によって次に資格を付与された相続人や受遺者には拡大適用されない(702条)。ある停止条件のもとで与えようとされる遺産を取得するためには、与えようとされる者が条件成就後も生存し、かつ条件成就のときに相続資格を有しなければならない(703条)。

被相続人が与えようとされる権利を制限する時期が到来するか否かが不確かであるときは、右の制限はこれを条件とみなす(704条)。前項の時期が必ず到来すべき種類のものであるときは、与えようとされた権利は、他の無条件の権利と同様に与えようとされた者の相続人にも移転され、引渡のみが指定の期日まで延期される(705条)。最後の指示で定められた時期が決して到来しないことが明らかなきは、この時期の定めは不能の条件を付したものとみなされる。被相続人が単に時期の予測を誤っていたにすぎないと思われる場合にも、その時期は、被相続人の推測的意思に従ってこれを決定するものとする(706条)。

相続人または受遺者の権利が、成就していない条件によりまたは時期の未到来のために延期されたままである限り、最初の場合は法定相続人と指定相続人の間で、二番目の場合は相続人と受遺者の間で、遺産または遺贈物件の一時的な占有と用益に関して、後位相続におけると同様な権利、義務が発生する(707条)。遺産または遺贈を否定—もしくは解除条件つきでまたはある期間に限り取得する者は、条件の成就または特定期間の発生に際して遺産または遺贈が帰属する者に対して、後位相続人に対して相続人または受遺者に帰属するのと同じ権利および義務(613条)が帰属する(708条)。

被相続人が遺産を誰かに任務付きで出捐したときは、この任務は、その任務の不履行によりその遺産が失効する旨の解除条件とみなす(709条)。任務が厳密には履行することができない場合には、少なくともできるだけその任務に近づく努力をしなければならない。それさえすることができないときは、被相続人の意思から反対の趣旨が明らかでない限り、義務負担者は与えようとされた遺産を保有する。任務の履行を自らすることができなかった者は、自己に与えられた遺産を失う(710条)。被相続人がそのために遺産を特定した意図を述べてはいるが、それを義務とはしなかったときは、受遺者は遺産をこの意図のた

めに用いることに拘束されない(711条)。被相続人がその相続人に不法または不能な行為を、彼がその任務に従わなければ第三者に遺贈を出捐すべき旨の文言を付して委任したときは、それは無効である(712条)。

(ハ) 指示の取消

前に作成した遺言は、後に作成された遺言により、被相続人が後者において前の遺言は全部または一部が存続すべき旨を明確にしていない限り、相続人指定に関してのみならず、その他の定めに関しても取り消される。この規定は、後の遺言において相続人が遺産の一部についてのみ資格がある場合にも適用する。残りの部分は、前の遺言で指定される相続人ではなく、法定相続人に帰属する(713条)。後の終意処分書によりそれ以前の遺贈または終意処分書は、前者が後者と矛盾する限りでのみ撤回される(714条)。いずれの遺言書または終意処分書が後で作成されたものかを判断することができないときは、これらが同時に存立することができる限り、両者ともに効力を持ち、所有権の共有の章に定めた規定が適用される(715条)。遺言または終意処分書に添えられた、すべての後でなされた指示が一般的に、またはそれが特定の徴表とともに記載されていない場合は無効であるという付加条項は、付加されていないものとみなされるべきである(716条)。

716条は一部撤回条項(derogatorische Klausel)に関するものであり、もとは、遺言書または遺言補足書の中に付加された、すべての後でなされた指示が一般的に、またはそれが特定の方式で記載されていないときは無効であるという付加文言は、被相続人がその最終意思を変えることを妨げないが、彼が後でなされる指示において先に述べられた一般的または特別の付加文言を明示的に廃棄しないときは、彼の後でなされた意思ではなく、早くなされた意思が有効とみなされるとされていた。時間の経過とともにこの一部撤回条項が最終意思の保証にとってもろ刃の剣であることが明らかになった。それはしばしば変更による遺言の変造を妨げるという目的を実現できず、場合によっては新しい疑問を生み出すにすぎない。しかし、被相続人は自らその条項により躓き、その実際の最終意思が、すでに忘れられていたまたは正当に理解されなくなっていた条項のために無効となりえた。それゆえに勅令の起草者はその条項をただ無効とした⁽⁵³⁾。

被相続人が新たな定めを作成することなく、その定めを撤回しようとする

きは、被相続人は、明示的に口頭または書面で撤回するか、またはその文書を破棄しなければならない(717条)。撤回は、人が最終意思を表示することができる能力を有する状況にある限り有効に行うことができる(718条)。裁判所でまたは裁判所外でなされた最終の定めを口頭で撤回するには、口頭での遺言が有効となるために必要な数の証人を必要とする。書面による場合は、被相続人が自ら記載し、かつ署名した、または少なくとも彼および文書による遺言のために必要な証人により署名された表示でなければならない(719条)。被相続人が相続人または受遺者に対して利益を剥奪すると脅して最終意思を争うことを禁止する被相続人の指示は、表示の真正さまたはその意味のみに異議が唱えられる事例では効力がない(720条)。

遺言または終意処分書の署名を削除した者、署名を棒線を引いて抹消した者、または内容のすべてを抹消した者は、遺言書を撤回したものである。複数の同じ文言の遺言書の一つのみを撤回したときは、効力は失われない(721条)。考えられる文書の毀損が偶然のみ生じ、または文書が失われたときは、他の方法で事故および文書の内容が証明された場合、最終意思はその効力を失わない(722条)。被相続人が後の指示を取り消したが、前の書面による指示がそのままにされたときは、前の書面による指示が再び効力を持つ。前の口頭による指示はそれによって復活しない(723条)。

被相続人が遺贈した債権の弁済を請求しもしくは取り立てたとき、遺贈した物件を第三者に譲渡し、再びこれを取り戻さなかったとき、または被相続人が遺贈物件をその以前の形状および以前の名称を失わせるようなやり方で他のものに变化させたときは、遺贈は撤回されたものとみなされる(724条)。債務者が債務を自発的に返済し、遺贈物件の譲渡が裁判所の指示に基づいて行われ、または被相続人の同意を得ずに遺贈物件が変えられたときは、遺贈は存続する(725条)。

相続人も後位相続人も相続を承認する意思を有さず、または承認することができないときは、相続権は法定相続人に帰属する。この法定相続人は被相続人のその他の処分に従わなければならない。その法定相続人もまた遺産を相続しなかったときは、複数の受遺者は遺贈された額の割合に従って相続人とみなされる(726条)。726条によって立法者は、被相続人と特別の近縁関係にある者に遺産を帰属させる意図を有した。本条によって非正規の相続権を主張しうる

受遺者は、最終意思により指定された相続人とみなされる。受遺者の相続承認は、彼が同時に唯一の相続人の相続不適格を主張する場合、裁判所により承認されなければならない。受遺者は方式に適った相続の承認を提示しなければならない⁽⁵⁴⁾。

(7) 法定相続

(イ) 法定相続，法定相続人

死者がなんら有効な最終意思の表示を残さないとき、死者が最終の意思表示においてその全財産について処分をしないとき、死者が法律により相続分を残す義務のある者に相当な遺産を与えなかったとき、または指定相続人が遺産を受領できないかもしくは欲しくないときは、遺産の全部または一部につき法定相続が生じる(727条)。有効な最終意思の表示がないときは、死者の遺産は法定相続人に帰属する。有効な最終意思の表示が存在するときは、その意思表示の中で誰にも与えられなかった相続分は法定相続人に帰する(728条)。被相続人が法律により相続分を残す義務のある者の相続分が最終の意思表示によって縮減されたときは、その者は、法律の規定に基づいて権利を主張し、次章(遺留分規定)の基準に従ってその者にふさわしい相続分を裁判上請求することができる(729条)。

法定相続人は、配偶者および被相続人と最も近い親族関係にある者である(730条1項)。血統は、1989年の改正後においても、2004年の改正までは、被相続人および被相続人と親族関係にある者の生存中に確定されているか、または少なくとも裁判上主張されていなければならない、未出生子の場合には出生後1年内に血統が確定されるかまたは裁判上主張されることで足りるとされた(旧730条2項)。しかし、2004年の改正によりかような出生のための証明に対する制限は取り払われた。出生後1年間という未出生子のための証明も削除された。旧730条2項の削除は、同規定が憲法上の理念に抵触し、かつ父性の証明が被相続人死亡後直ちに可能となるという理由で行われた⁽⁵⁵⁾。父の生前、子が未成年であるときは被相続人死亡後1年間に証明すべきだという経過規定が作られたが(旧754条2項)、憲法裁判所は、子が事実上または法律上順守を妨げられる場合、その期間は停止されないから、未成年の子にとって苛酷だという理由で無効とした⁽⁵⁶⁾。

(ロ) 法定相続人(親族)

親族の法定相続権の第1順位は、被相続人より下で、その幹を同じくする者、すなわち被相続人の子および直系卑属である（731条1項）。

当初は法定相続の場合非嫡出子は母との関係においてのみ嫡出子と同じ権利を有した。父および父の親族、母の親、祖父母およびその他の親族の遺産について彼にはいかなる法定の相続権も帰さなかった（1811年法754条）。逆に非嫡出子に対しても母のみが法定相続権を有した。非嫡出子の父、すべての祖父母および他の親族はそこから除外された。第1勅令がこの耐えられないほど苛酷な相続権の制限を除去した。それによると父方は相続権が導入されなかったが、母方は拡大され、非嫡出の兄弟、同じ父および同じ母の子も相続しえた。非嫡出子には嫡出の兄弟との間でも相続が許容された。父が子を認知した場合に法定相続権を与えることは、第一勅令では内縁関係が促進され、嫡出子の利益が損なわれる恐れがあるという理由で見送られ、その代わりに父死後の扶養請求権および父の姓を名乗る権利が付与された。その後非嫡出子の法的地位の新ルールに関する法律⁽⁵⁷⁾が子にある前提のもとで非婚の父に対する相続権を許容した。非嫡出子は原則として父の生前父子関係が確定し、かつ嫡出子も未亡人も残されない場合は、嫡出子と同様に相続できることになった。養子を含む嫡出子は、非嫡出子の相続権を排除する。被相続人に嫡出子はいないが、未亡人のみを残した場合、非嫡出子は嫡出子のように相続するが、未亡人の法定相続権が留保される。未亡人の相続分は、非嫡出子がいなかったとすればというように決定される。このことは、被相続人が未亡人を残したが、未亡人と並んで相続権を有したであろう親族がいなかった場合に非嫡出子が何も得られないことを意味する。被相続人にかような親族がいた場合は、非嫡出子は、嫡出子と同様第一親系の相続人なのだから、親またはその相続権のある卑属または祖父母が得ていたであろう相続分を取得する。確定された父親は、嫡出子に対するように非嫡出子に対して相続権を有したが、子の配偶者の法定相続権に関する規定が留保されていた。この配偶者の相続分は、再び非婚の父がいなかった場合のように決定された。父の親族の遺産に対しては、子は法定相続権を有せず、逆に子の遺産に対して父の親族は法定相続権を有しなかった。このような非嫡出子の法定相続権に対する制限は、血のつながりであるだけでなく、終生の共同体である婚姻家族を非婚家族より優遇することにあつた。しかし、1989年の相続法改正法により非嫡出子と嫡出子との間の相続法上の地位が完全に平等な

ものとされた。同法により非嫡出子の法定相続権は、父方に対しても母方に対しても、また卑属についても尊属についても平等である⁽⁵⁸⁾。

1811年法755条によれば、養子は法定相続の場合嫡出子同様に養親の遺産を承継した。養親またはその配偶者の親族との関係では、その養子縁組の同意がない場合は、養子は相続権を有しなかった。しかし彼は、その実親およびその親族に対しては法定相続権を有した。1811年法756条によれば、養親は養子に対して法定相続権を有しなかった。その遺産は実親に帰属した。1960年に養子の場合の相続権が、代諾縁組のルールに関する法律⁽⁵⁹⁾により旧182b条において新たに制定された。同法によれば、一方では養親とその卑属、他方では養子とその養子縁組の際に未成年の卑属の間に嫡出のような関係が生じ、これらの者は嫡出の関係のように相続することになった。しかし、子の代諾をするにもかかわらず養子とその実親の親族の間の相続権は維持された。もちろん養子の死亡の場合養親が実親に優先した。養親子関係では第3、第4親系がないため、実親子関係が問題になる。養子縁組の効果が拡大する養子の卑属が死亡したときは、養親の第3または第4親系と実親との競合のための上記のルールが意味を持つ。しかし、新ルールは問題点を伴っていた。735条～737条が第2親系において養親の存在によりどの程度変容を受けるか不明確であった。単独の養子(Einzelannahme)の場合、遺産は分割され、2分の1ずつが単独の養親と排除されていない実親に帰属するがゆえに、特別の問題が生じた⁽⁶⁰⁾。

第2順位は、父母ならびに被相続人と父母を同じくする者、すなわち被相続人の兄弟姉妹およびその直系卑属である(731条2項)。第3順位は、祖父母ならびに両親の兄弟姉妹およびその直系卑属である(同条3項)。第4順位は、被相続人の曾祖父母のみである(同条4項)。

被相続人に一親等の子がいるときは、全相続財産がこれらの者に帰属する。その子は、男性か女性か、また被相続人の生存中に出生したか、その死後に出生したかを問わない。複数の子はその数に従って同じ割合で遺産を相続する。生存する子の孫、生存する孫の子は、相続する権利を有しない(732条)。被相続人の子が被相続人より前に死亡し、子に一人または複数の孫がいるときは、死亡した子に帰属すべきであった持ち分の全部が、残された孫に、複数の孫がいるときは、これらの者に同じ割合で帰属する。同様にこれらの孫の一人が死亡し、曾孫が残されたときは、同じ方法で死亡した孫の持ち分が曾孫の間で等

分に分けられる。被相続人にもっと離れた親族が存在するときは、上記の規定に従って割合に応じた分割がなされる(733条)。死亡した子の孫がなお生存している子と、あるいは離れている親族が被相続人のより近い卑属と競合する場合だけでなく、遺産が単に複数の子の孫の間でもしくは複数の孫の曾孫の間で分割されるべき場合にも、この方法で遺産が分割される。したがって、各々の子により残された孫、および各々の孫により残された曾孫は、彼らが多くても少なくとも、死亡した子または孫が、彼らが生存していたとすれば得たであろうよりも多くも少なくも取得しえない(734条)。

被相続人自身を親とする者がいないときは、遺産は第2親系の親族である者、すなわち両親とその直系卑属に帰属する。両親がともに生存するときは、全相続財産が彼らに等分に帰属する。両親の一方が死亡しているときは、死亡した父母の子またはその直系卑属が死者の権利を代襲し、死亡した父母に帰属すべきであった遺産の二分の一が、被相続人の子と子より遠い直系卑属間の相続財産の分割のために732条から734条に定められた原則に従って代襲者の間で分割される(735条)。被相続人の父母の双方が死亡しているときは、父に帰属すべきであった相続分の二分の一は、父の残した子およびその直系卑属間で分割され、母に帰属すべきであった残りの二分の一は、732条から734条までの規定に従って、母の子およびその直系卑属の間で分割される。死亡した父母に双方の間に生まれた子またはその直系卑属以外の者がいないときは、相続財産の各二分の一は、これらの者の間で均分に分割される。共通の子のほかにも父もしくは母から、または一方もしくは他方の別の婚姻から出産した子がなお生存するときは、父母を共通にする子または孫は、父の二分の一ならびに母の二分の一につき半血兄弟姉妹と同じ割合を取得する(736条)。被相続人の死亡した親が子も孫も残さなかったときは、全遺産は他方のなお生存している親に帰属する。この親も生存していないときは、全遺産は上記の原則に従ってその子および卑属に分割されねばならない(737条)。

被相続人の両親が直系卑属を残さないで死亡したときは、相続財産は第3順位の親族、すなわち被相続人の祖父母およびその直系卑属(叔父、叔母、従弟)に帰属する。その場合相続財産は、二つの同じ部分に分割される。二分の一の一方は父の両親およびその直系卑属に、他の二分の一は母の両親およびその直系卑属に帰属する(738条)。各二分の一は、一方および他方の祖父母がなお生

存するときは、これらの者の間で等分する。祖父母の一方または一方もしくは他方の側の祖父母の双方が死亡しているときは、一方の側に帰属する二分の一は、祖父母の子および直系卑属の間で、第2順位において全相続財産が被相続人の両親の子および直系卑属の間で分割される一般原則(735条~737条)に従って分割される(739条)。父方または母方の祖父母の双方が死亡し、一方の側の祖父も祖母も直系卑属が存在しないときは、他方のなお生存する祖父母に、または生存する祖父母の死亡後にこれらの者の残した子および直系卑属に全相続財産が帰属する(740条)。

第3順位の相続人がすべて存在しなくなった後は、被相続人の曾祖父母が相続する資格がある。相続財産の二分の一が被相続人の父の祖父母に帰属し、他の二分の一は母の祖父母に帰属する。相続財産のいずれの二分の一も、父または母の祖父母の双方が均等に分割する。父または母の一方の祖父母の一人が存在しないときは、その者に帰属すべきであった遺産の八分の一は、この父または母の一方の祖父母のうち生存する者に帰属する。父または母の一方の祖父母が双方ともに存在しないときは、彼らに帰属すべきであった四分の一について、被相続人の父または母の祖父母のうち他方の祖父母が相続する資格がある(741条1項)。被相続人の一方の父母の祖父母が存在しないときは、これらの者に帰属すべきであった遺産の半分について、他方の父母の祖父母が、彼らに直接に帰属する遺産の半分に対するのと同範囲で相続する資格がある(同条2項)。

ある者が被相続人と一つ以上の親族関係にあるときは、その者は、いずれの側面からも、特にこの側面から鑑察した親族として彼に帰属するのと同じ相続権を行使しうる(750条)。自由に相続しうる財産に関する相続の権利は、これらの4つの親系に制限される(751条)。しかし、8人の曾祖父母が相続しうるのみであり、その直系卑属は相続権を有しない⁽⁶¹⁾。1914年の第1勅令⁽⁶²⁾までは、法定相続権は第6親系の親族までに制限されていた。相続権者の範囲が狭められたのは、被相続人の通常の意味が考慮されたためであるが、財産共同体でもある家族共同体の範囲が時代とともに狭くなってきたからだといわれる⁽⁶³⁾。

(ハ) 法定相続人(配偶者)

被相続人の配偶者は、被相続人の子およびその直系卑属と競合するときは、遺産の三分の一、被相続人の父母およびその直系卑属または祖父母と競合するときは、遺産の三分の二の法定相続人である。祖父母と並んで死亡した祖父母

の直系卑属が存在するときは、生存配偶者は、その他に、遺産の残存する三分の一のうち、739条、740条により死亡した祖父母の直系卑属に帰属すべきであった部分をも取得する。第1親系の法定相続人も第2親系のそれも、また祖父母も存在しないときは、生存配偶者が全遺産を取得する(757条1項)。夫婦財産契約または相続契約によって配偶者が被相続人の財産から取得するすべての財産は、配偶者の相続分に算入しなければならない(同条2項)。

当初のオーストリア民法典では、配偶者は、六つの親系に属する相続権者、養子、認知または非婚の親族関係に基づく相続人のいない場合に全遺産を承継し、尊族たる相続人がいる場合は、配偶者は遺産の四分の一を承継したが、直系卑属が相続する場合は、子の数に依存する相続分への用益権のみを有した。子の数が一人または二人であるときは、遺産の四分の一に対する用益権を、子が3人以上であるときは、子の相続分に対する用益権を有した(1811年ABGB 757条)。しかし20世紀の初めには他方の配偶者を失った配偶者から遺産の四分の三を剥奪することは苛酷だという声が高まり、配偶者が直系卑属とともに相続する場合は四分の一、親およびその直系卑属または祖父母とともに相続する場合は二分の一、さらに先死した祖父母の直系卑属とともに相続する場合は、その祖父母に帰属する割合を相続する、すなわち4人の祖父母のうち1人、2人または3人が死亡していた場合は、各々全部で八分の五、四分の三または八分の七を、すべての祖父母が死亡していた場合は、全遺産を相続するものとされた。子と配偶者が相続する場合は、子の数とは無関係に四分の一を相続するものとされた(1914年第1勅令)。そしてこの場合の配偶者の有する権利は、それまでのオーストリアだけでなく、この頃の多くの国で採用されていた用益権ではなく、所有権とされた。配偶者が遺産について用益権を取得する古い立場では、子の相続財産の活用が制限を受けるためである。この頃は配偶者の遺留分権はまだ認められておらず、その扶養請求権がその代わりになるものとされていた⁽⁶⁴⁾。

1978年には夫婦財産制および離婚法の改正⁽⁶⁵⁾がなされたが、それに付随して配偶者相続規定も改められた。配偶者は第1順位の法定相続人と並んで三分の一の相続分を有する。親およびその直系卑属または祖父母と並んで配偶者は三分の二を相続する。その他は旧来の規定が維持される。したがって祖父母と並んで死亡した祖父母の直系卑属がいる場合は、配偶者は残りの遺産のうち死亡

した祖父母に帰属すべき割合も取得する。第4親系の相続人のみである場合は、配偶者は全遺産を承継する。これに続いて2004年には「家族法および相続法改正法」が成立した⁽⁶⁶⁾。この法律はさらに配偶者の相続法上の地位を向上させ、配偶者が死亡した祖父母に帰属すべき相続分だけでなく、先死した兄弟の直系卑属に帰すべき相続分もまた取得することになった⁽⁶⁷⁾。

配偶者相続権に付加して、夫婦の一方が適法に相続資格を剥奪されていない限り、法定先取遺贈として被相続人の死亡後も婚姻住居に継続して居住する権利と、婚姻世帯に属する動産が、その従前の生活関係からみて継続使用の必要がある限度で、生存配偶者に帰属する(758条)。婚姻住居に居住し続ける権利は、被相続人がその死亡後もその住居に対する権限を有している場合で、生存配偶者がその住宅を相続によりまたは他の特別法(MRGまたはWEG)によって取得しまたはすでに有しているのではない場合に限り認められる。主たる適用事例は、区分所有アパートや被相続人個人所有の一家族用住宅である。居住権は無償で行使されうが、生存配偶者は管理費用および保持費用を負担しなければならない。複数の住居があるときは、主たる住居にその権利が制限される。生存配偶者の生活に必要な動産とは、家具、調度品、家財道具、食器セット、絨毯、絵画、テレビ、ラジオ、ステレオ、ビデオなどであり、画廊、切手のコレクション、使用されていないシナの陶器、金庫の中身などは含まれない⁽⁶⁸⁾。自己の有責事由により離婚した配偶者は、法定相続権も法定先取遺贈請求権も有しない(759条1項)。法定相続権および法定先取遺贈請求権は、被相続人がその死亡の当時1938年7月6日婚姻法により離婚または婚姻の取消を訴求する権利を有しかつその訴訟を提起していたときは、離婚または婚姻取消事件において生存配偶者が有責とみなされるべき場合には、生存配偶者にはこれが認められない(同条2項)。

オーストリア民法典には当初先取り遺贈の制度は存在していなかった。第1勅令(1914年)がドイツ民法に倣って夫死後の苛酷な事例を救済することを考慮に入れたものである。配偶者は、特に取得が疑わしい場合は夫に由来するとされ、家財もまた推定が反駁されるまで彼の遺産に数えられるという旧1237条(夫婦財産制)の苛酷な結果にさらされた。先取り遺贈の場合相続分の増加だけでなく、夫の生前から有している遺産に属する物の占有をできるだけ維持するという利益を保持する。1978年の配偶者相続権、夫婦財産制および離婚法改

正法⁽⁶⁹⁾および1989年の相続法改正法⁽⁷⁰⁾は、配偶者のためにこの制度を大きく改正した。新法では配偶者が適法に相続権を剥奪されない場合、法定の先取り遺贈として住居にさらに住み続ける権利が帰属する。さらに先取り遺贈は、すべての婚姻住居に帰属する動産を、それがその継続に従来の範囲で必要な限り、包含する。また1978年から先取り遺贈が相続人の指定とは無関係に与えられることが明示された。最も重要な改正点は、1989年の相続法改正法による居住権の導入である。先取り遺贈は遺留分に似た性質を有している。それは他のすべての遺贈に優先して欠けることなく実行され、かつ他の遺留分請求権および扶養請求権に対してもまた優先する(783条)⁽⁷¹⁾。

2009年には登録パートナー法が制定された⁽⁷²⁾。同法は登録パートナーの相続権に関する規定も包含する。537a条によれば、配偶者にとって標準となり、婚姻法に関わる相続法の規定は登録パートナーおよび登録パートナー関係にも準用されう。したがって相続法にとって登録パートナー関係と婚姻の同視が目論まれ、その結果相続法上登録パートナー同士は配偶者同士のように扱われる⁽⁷³⁾。これに対して内縁関係にある者(Lebensgefährten)は法定相続権を有しない。

(二) 相続人の不存在

相続権を有する者が存在せず、または誰も相続財産を取得しないときは、相続する者のいない財産として遺産は国庫に帰属する(760条)。本章に規定された相続と異なる相続形態は、農業用財産および聖職者の遺産を考慮して政令で定める(761条)。

1811年法にも相続人不存在の場合の国庫財産への帰属が規定されていた。遺言による相続人も法定相続人もいない場合、遺産は相続人のない財産となったが、国庫または議会に国家の必要の充足のために帰属する財産とされた。第1勅令はこれを新たに規定し直した。理由として国庫帰属権がもはや財政上の利益によってではなく、社会政策的動機によってのみ正当化されうることが述べられた。法文上は変更は僅かである。遺産が相続人のない財産として国庫に帰属するという表現から、遺産の国庫帰属が相続ではないことが導かれる⁽⁷⁴⁾。

(ホ) 法定の特別相続権

使用一および用益賃借権は原則として自由に相続される。住居の場合は、MRG(賃貸借法)14条2項により緊急の住居の必要があり、かつ死者と共同

の生活を送っていた近縁者のための賃借権を承継する権利 (Eintrittsrecht) がある。近縁者に含まれるのは、配偶者、登録パートナー、内縁関係にある者 (生活共同体はその住居で少なくとも3年間継続していなければならない。その賃貸家屋での比較的短期の共同生活の場合は、その住居が被相続人と共通であれば十分である。この承継権は同性のパートナーの場合も同様に認められる)、直系親族 (親、祖父母、子、孫)、養子、兄弟である。複数の継承権者がいる場合は共同で承継する。建物建築費用への拠出 (WGG (住居共同利用法 (Wohnungsgemeinnützigkeitsgesetz)) 17条)、保証金および賃料の前払い、消化されていない保持および改良額が遺産に帰属するか、それとも承継権のある賃借人に帰属するかはまだ議論されている⁽⁷⁵⁾。

住居所有権は一つの法人、人的会社にまたは最大二人の自然人に各々半分ずつ譲渡されうる。遺産の分割は強制的に遺産分割手続きでなされねばならない。同意が得られない場合は、住居所有権は競売に付される (WEG (住居所有権法) 12条)。住居所有権が二人の自然人の共有に属するときは、生存する一方が遺産裁判所により確定された相当期間内に放棄もしないし、相続人及び遺留分権利者との間で異なった法律上許容される合意 (一人の者への譲渡または二人の自然人への半分ずつの譲渡) もなされない限り、生存する当事者が法律上当然に (WEG14条) 共同所有権の死者の持ち分を取得する。遺産分割手続き外の特別法上規定された所有権移転が問題になる。生存当事者はその取得のために遺産に引き取り価格を支払わなければならない。引き取り価格は通例住居所有権の取引価格の半分である。生存当事者自身が遺留分権利者であり、かつその緊急の住居の必要の満足のために生存当事者に住居所有権が資する場合は、その者は住居所有権の取引価値の4分の1を支払わなければならない。遺産が超過債務を負担する場合は、生存当事者は、債務の返済に必要な額、最大住居所有権の取引価格の4分の1を遺産に支払わなければならない。即時の支払いが期待できないときは、遺産裁判所は支払いの軽減を認めうる。生存住居所有権当事者が法律上の所有権移転を放棄し、かつ他の法律上許容された、生存住居所有権当事者、相続人および遺留分権利者の間の合意も存しないときは、遺産裁判所は全部の住居所有権の競売を行わなければならない⁽⁷⁶⁾。

農民の特別の相続のための法的基礎は農家単独相続人法 (Anerbengesetz) である⁽⁷⁷⁾。農家単独相続人法はティロルおよびケルンテンでは適用されない。

農家の単独相続人法は、一定の面積の農地および森林資産の法定相続では一人の相続人のみに継承され、それによって農場の分割および小さな経営の発生を防ぐという目的を有する。同法は少なくとも二人の成人の扶養に十分であるが、その額の20倍を超えない平均的な収入を有する農業または森林業である世襲農場にのみ適用される（AnerbenG（農家単独相続人法）1条1項）。平均的な収入の計算にはすべての相続農地に含まれる財産の構成部分およびすべての挙げうる収穫が含まれる。農民の遺産手続は、それ以外の場合に適用される規定（AussStrG（非訟事件手続法）181条）とは異なり、強制的に遺産手続で行われなければならない。複数の共同相続人がいる場合は、遺産裁判所は職権で遺産の引渡し前に遺産分割を行い、相続農地を単独相続人に帰属させねばならない。単独相続人はいわゆる引継ぎ価格を遺産中に支払わなければならない。この引継ぎ価格は通例取引価格を大きく下回り、収穫価値に近づく。相続農地の代わりに単独相続人に対する示談金請求権が発生する。相続農地自体は遺産分割手続の対象ではない⁽⁷⁸⁾。

被用者法（AngG）23条6項による死亡の場合の補償金（Abfertigungsanspruch）もまた同様に特定の法定相続人の特別法上の請求権が問題になる。被用者は生前にもまた死亡を原因としてもこの請求権を処分することはできない。被用者が死亡した場合、彼がその扶養に関して義務を負う法定相続人に、被用者がこのときに補償金として取得した額の半額が帰属する。複数の相続人は頭数に従って補償金を分割する。死亡を原因とする補償金は遺産には属しない⁽⁷⁹⁾。

遺族年金は遺族が本来有する請求権である。年金は申立により寡婦、寡夫、登録パートナー、別居しているが、扶養請求権を有する配偶者、生活維持能力のない嫡出子、非嫡出子に帰属する。年金の権利、年金額については年金保険庁が情報を与える⁽⁸⁰⁾。

個人の亡骸としての遺体も同様に相続の対象とはならない。それは物ではなく、人格の継続である。埋葬は、相続人であるかどうかを問わず、近い親族が決する。その場合現実に存在する近縁関係から個々の事例において出発すべきである。親族は、それが公法の規定に反しない限り、被相続人の終意処分に拘束される。例えば、被相続人が死後その遺体を解剖に付するという指示は許容される。墓標や墓の処分権は埋葬規則によって定められる。これは通例被相続人の終意処分を考慮に入れる⁽⁸¹⁾。

(8) 遺留分および遺留分、相続分の算定

(イ) 遺留分の法的構成

オーストリア民法典の施行直後から重要な遺留分法上の問題が生じた。一つの考え方では、遺留分権利者のために被相続人の処分の自由が直接にはなく制限される。彼は相続人を自由に選ぶことができる。彼が遺留分を侵害した場合、すなわち正当な権利者に最小限の価値部分も与えなかったときは、彼らは遺産に対する義務的な請求権または相続人に対して特定の価値割合の支払請求権を有する。遺留分権利者はそのため相続人ではなく、単なる債権者である。他の考え方では、遺留分権利者は法定相続人であり、被相続人の意思に反して絶対的権利を有する相続人として遺産の継承に参加する。この場合遺留分権利者は相続人に対して遺産に対する絶対的権利(物権)を取得する。彼は遺産に直接に関与し、したがってより強い保護を享受する。他方において彼は、相続人として直接に遺産の債務のために責任を負う。オーストリア民法典では、当初から遺留分が法によって許容された相続権であるのか、それとも金銭に向けられた請求権に過ぎないのか明らかでなかった。若干の法文は、遺留分権利者を疑いもなく、法定相続権に比べて縮小された割合を伴う法定の相続人とみた(727, 729, 764, 786条)。判例の中には⁽⁸²⁾遺留分権利者は、欠缺する価値の金銭支払い請求権にすぎないとするものもあった。この解釈は第一連邦法整理法(Erstes Bundesrechtsbereinigungsgesetz (1. BRBG))により除去された。しかし、それによって実体的な法状況の変化は生じなかった。もちろん改正前のオーストリア民法典には単なる金銭債務の体系には適合しない規定もある。例として786条を挙げうる。その2文は、現実の分割まで遺産は利得および損失に関して一般相続人と法定相続人の間の割合に応じた共同財産と観察されるべきであるとする。この関わりは、通説によれば、弁済期の到来した遺留分請求権からの利息請求権に代わるものである。しかし、前出判例⁽⁸³⁾以来786条2文の共同体は体系に反している。もっとも、判例、学説は、786条2文を、これが無理な解釈によってのみ可能であるにもかかわらず、維持しようとする。ヴェルザーによれば、遺留分権者は相続権、すなわち遺産または持ち分に対する権利を有さないのだから、彼と相続人の間には825条以下の現実の権利共同体もまた発生しない。彼は単に債務法上相続分と現実の分与との間で遺産に対する彼の価値請求権の割合においてその有利なまたは不利な清算に関与するに

すぎない。その古い法文を除去し、遺留分請求権が利息を生じることを規定すべきである⁽⁸⁴⁾。

(ロ) 遺留分権利者、遺留分額

オーストリア民法典制定後の遺留分法における最も重要な改正は、おそらく配偶者のための遺留分権の導入および完全な法律婚の保障により生じた非婚関係における遺留分権であろう。1978年の配偶者相続権、夫婦財産制および離婚法新規定に関する連邦法1条Z4による762条の新しい法文によれば、被相続人が最後の指定において考慮しなければならない者は、子が欠けているときは父母および配偶者である(762条)。(広義の)子という表現の下では、一般的ルールに従って孫と曾孫も含まれる。(広義の)親という表現のもとでは祖父祖母のすべてが含まれる。これらの者のために法定相続すべき権利と順位が生じたときは、男性であるか女性であるか、また嫡出であるか非嫡出であるかは問われない(763条)。これらの者が請求する権利を有する相続分は、遺留分と呼ばれる。この点を考慮してこれらの者は遺留分権利者といわれる(764条)。

子および配偶者には、法定相続により自己に帰属すべき相続分の二分の一が遺留分として帰属する(765条)。本条は1978年の改正により規定された。婚姻関係との同視によりもちろん非婚姻関係(登録パートナー)にも遺留分権が存在する⁽⁸⁵⁾。

尊属系ではその者が法定相続により取得すべき部分の三分の一が遺留分として帰属する(766条)。

(ハ) 相続放棄、相続人の廃除などと遺留分

相続を放棄した者、第8章の規定により相続から除外された者または被相続人により適法に相続資格を剥奪された者は、遺留分権を有さず、遺留分の算定に際してはその者が存在しないものとしてこれを算出する(767条1項)。773a条による遺留分の減額は、他の遺留分権利者の遺留分を増加させることはない(767条)。

以下の場合には子の相続資格は剥奪される。苦境にある被相続人を遺棄したとき(768条2号)、故意になされた一つまたは複数の可罰的行為により終身刑または20年の自由刑に処せられたとき(同条3号)、公の道徳に反する行状を継続的に続けたとき(同条4号)。前条と同様の理由に基づいて配偶者および父母も相続資格を奪われうる。そのほか配偶者はその補佐義務を著しく怠ったと

きも同様である(769条)。1974年、1989年の改正で⁽⁸⁶⁾親が被相続人の監護、養育を怠ったときは、親の相続権が排除されるという法文が削除された。また768条3号は、それまでは子についてのみ廃除原因として認められていた⁽⁸⁷⁾。

遺留分権者は、540条から542条までの規定により相続人に値しない行為をしたときも、被相続人の最終意思の表示により遺留分を剥奪されうる(770条)。廃除原因は、それが被相続人によって表明されたものであれ、そうでない場合であれ、相続人によって証明され、かつ法の文言および趣旨に基づくものでなければならない(771条)。廃除は、明示的に法定の方式に従って表示された撤回によってのみ取り消されうる(772条)。遺留分権利者が極めて多額の借金をしているか、または浪費家である場合は、彼に帰属すべき遺留分の全部または大部分がその子から奪われる蓋然性ある懸念があるときは、被相続人により彼から遺留分が剥奪されるが、それが遺留分権利者の子に帰属させられるという形で剥奪されるにすぎない(773条)。

親の一方と子がいかなる時期においても親子間の家庭で通常存在するような親しい関係になかったときは、被相続人がそれを指示する場合には、この親またはその尊属の遺留分は、その子および彼の卑属に対して、子およびその卑属の遺留分は、その親および彼の尊属に対して、二分の一に減額される(773a条1項)。771条および772条は遺留分の減額に準用される(同条2項)。この1989年の相続法改正法により導入された遺留分の縮減は、相続法の新规定である。それはある程度において非嫡出子が相続法上嫡出子と同視されたことの代償と考えられる。それに対して家族の負担で被相続人となら関係のない者が遺留分(に相当する財産)を取得すると批判された。それを避けるために、被相続人に卑属および尊属の遺留分の減額を可能にするが、配偶者の遺留分を減額することは可能にしない遺留分の縮減が導入された。2001年の子供法改正法⁽⁸⁸⁾により導入された773a条3項は、子の訪問権を強化するために、被相続人は、彼が遺留分権利者との人的交流権の行使を理由なく拒否した場合は、遺留分減縮の権利を失うと規定した。新779条2項は、その遺留分が縮減された先死した遺留分権利者の卑属は単に縮減した遺留分のみを請求しようと規定する。773a条1項のものの法文は、要件が複雑であったが、2004年の家族法、相続法改正法は法文を簡素化した。今では被相続人と遺留分権利者がいかなるときもかような親族関係で通常の親しい関係にないことのみが問題となる。以前は親と子

の間の関係が標準となり、例えば、その祖父との関係における子の遺留分もまた問題になった⁽⁸⁹⁾。

遺留分は、明示的に遺留分という名称を使わなくても、相続分または遺贈の形でこれを残すことができる。遺留分は遺留分権利者に完全に自由に留保されなければならない。この自由を制限する条件や負担は無効である。遺留分権利者に法定より多い相続分が授与されたときは、その相続分はその遺留分を超える部分までに限りこれを剥奪することができる(774条)。

(二) 遺留分権利者の法的手段

768条から773条までに規定された条件によらずに相続権を剥奪された遺留分権利者は、その者にふさわしい完全な遺留分の回復を請求することができる。遺留分権利者の遺留分の純粋な額が減らされたときは、その補充を請求しうる(775条)。遺留分権利者に帰属すべき遺産に対する割合が彼に帰さずまたはその全部が帰しているとはいえないときは、彼はその補充またはその遺留分の支払を求める金銭債権を有する。遺留分は純粋な遺産、すなわち積極財産から死者の負債および死亡に伴う債務(埋葬費用、裁判所特別委員、遺産評価のための専門家、遺産管理人の費用、裁判費用)を控除した額が帰する。その評価の基準時は死亡の日であるが、遺留分の協議または判決(口頭弁論の終結)による最終的な確定までのその後の収益および価値の変化が顧慮される⁽⁹⁰⁾。

その存在が被相続人に知られた複数の子のうち、一人が全く遺言書で無視されたときは、その子は同様に遺留分のみを請求することができる(776条)。複数の子のうち一人を遺言で無視したことが、その子の存在を被相続人が知らなかったために過ぎないとの事情に基づくことが証明されたときは、無視された子は、遺留分だけで満足すべき義務はなく、最も取得額が少ない遺留分権利者に帰属する相続分に等しい相続分を請求することができる。遺留分権利者が他に一人のみ存在するときまたは他のすべての相続人に同じ割合で権利があるときは、無視された子はこれらの者に等しい相続分を請求することができる(777条)。被相続人がただ一人の遺留分権利者を有したが、彼を上記の錯誤に基づいて黙って無視したとき、または子のない被相続人が最終意思を表示した後で始めて、予定されていなかった遺留分権利者がいることが明らかになったときは、公共施設に対して、給付されたサービスの報酬としてまたは善意でなされた遺贈のみは、純遺産の四分の一を超えない額まで比例的に支払われ、最終意

思のその他の定めは、すべて完全に効力を失う。遺留分権利者が被相続人より先に死亡したときは、遺贈は再び効力を取得する(778条)。子が被相続人より先に死亡し、直系卑属を残しているときは、この遺言で無視された直系卑属は、相続権に関しては子に代わる(779条1項)。その遺留分が減額された、先死した遺留分権利者の直系卑属は、減額された遺留分のみを請求することができる(同条2項)。次に、廃除された子の直系卑属は、単に遺留分のみを請求ことができ、被廃除者が被相続人より長く生きた場合も同様である(780条)。本条後段は、相続欠格の場合と同様第3勅令により改正された。被相続人の配偶者または父母が遺言で無視されたときは、これらの者は遺留分のみを請求することができる(781条)。遺言で無視された遺留分権利者が768条から770条までに挙げる廃除原因にあたる事実を有責でおかした旨を相続人が証明することができるときは、無視は黙示の法定相続権剥奪事由とみなされる(782条)。

帰属すべき相続分ないし遺留分が全くまたは完全には遺留分権利者に正確に量り分けられていないすべての場合には、指定相続人および受遺者は、割合に応じて完全な支払い義務を負うが、法定の先取り遺贈を受けた配偶者はこの限りでない(783条)。

第3勅令の前は、最高裁判所(OGH)は、遺留分(Pflichtteil)と相続財産遺留分(Nachlasspflichtteil)とが同じだと考えていた。後者は、遺産すなわち被相続人の死亡時に存在する財産の一定割合であり、生前贈与により影響を受けず、常に遺産によりカバーされるとされた。したがって遺留分の計算のために被相続人死亡時の財産状態のみが基礎となった。それとは全く無関係に951条は、被相続人が生前贈与によりその将来の遺産を減少させた場合のために遺留分権利者に受贈者に対する受け取った過剰分の返還請求権を与えた。この計算の基礎を贈与時の財産状態が形成するというのである。これらすべては最高裁判決⁽⁹¹⁾が詳しく説明した。被相続人が生前に与えたが、遺留分計算に際して顧慮されるべきあらかじめの受領がすでに第3勅令の前に788条に従って存在したことが一見したところこの見解に反した。この判例の見解はまた通説にも反した。第3勅令の前にすでにその問題が立法者による緊急の措置を必要とするというのが一般的見解であった。遺留分権の保護が強化されねばならない。新规定が緊急に定められるべきである。贈与者の遺産が遺留分の填補のために十分な場合ですら、遺留分権利者の不足分の是正が常にもっぱら受贈者に

対する請求権の中にもみ存在するのでは不十分である。遺留分の計算に際してすべての贈与を遺産に持ち戻すという立法例に従うべきである。この方式によれば、遺産（指名相続人）に対する遺留分権利者の遺留分減殺請求権は増加する。受贈者に対する返還請求権は補充的なものとなる。第一の目的のために新しい規定が必要である（785条）。第二の目的のために951条の改定で十分であるというのである⁽⁹²⁾。

(※) 遺留分の計算

第3勅令による改正規定はその後維持された。それによれば、遺留分を正しく算定するために、被相続人がその承継者に自由に相続させることができる、遺産に属する動産および不動産のすべて、権利と債権のすべて、さらには相続人または受遺者が遺産の中で負う債務さえも、すべて厳密に記載し、評価される。遺留分権利者は、自由に評価に立ち会い、異議を述べることができる。真の価値の調査のために遺産物件を売りに出すことは彼らによって強制されえない。債務その他の負担は、それが被相続人の生存中においてすでに被相続人が財産の上に負担しているときは、遺産から控除される（784条）。遺留分権を有する子または遺留分権を有する配偶者の請求に基づいて、遺産の算定に際して被相続人の贈与が遺産に持ち戻される（785条1項）。前項の権利は、被相続人が遺留分権を有する子を有していたときになした贈与に関してのみその子に帰属する。配偶者には、その権利はその被相続人との婚姻になされた贈与に関してのみ帰属する（同条2項）。いずれの場合にも、被相続人がその基本財産を減少させることなく収入から、公益目的で、倫理上の義務に一致して、または儀礼のためになした贈与は考慮されない。被相続人の死亡の2年以上前に遺留分権を有しない者になされた贈与も同様である（同条3項）。遺留分は、遺贈およびその他の最終意思に基づく負担を考慮することなく算出される。現実の遺産分割がなされるまでは、遺産は、積極財産と消極財産とを考慮して、遺留分のない一般相続人と遺留分権者との間で比例的に共有財産となるものと考えられる（786条）。

785条によれば、既述のように原則としてすべての贈与が持ち戻されうる。少なくとも一人の子孫の存在という要件から、贈与時に受贈者が、それが遺留分侵害に導くであろうと推測することができなかつた贈与が持ち戻されることが妨げられる。贈与の持ち戻しを請求する権利は、自ら贈与の際に存在してい

たに違いない卑属のみがこれを有する。持ち戻しへの請求は、財産の増加がすべての遺留分権利者のための遺留分計算の基礎を形成することを帰結する。785条の時間的制限は、被相続人の死亡の直前の期間が主として遺留分権回避のための危機的な期間であるがゆえに、正当なものと思われる。遺留分権者の間での期間の部分的効力は不適切と考えられた。そのためそれは放棄された。婚姻当事者間では贈与による利益は本来婚姻関係が解消したときから問題になるがゆえに、この場合期間はその前は開始しないものとされた⁽⁹³⁾。

(ハ) 遺留分への算入

遺留分権利者が被相続人の遺贈やその他の処分により現実に遺産から取得したすべてのものは、遺留分の算定に際して考慮に入れられる(787条1項)。遺留分の算定に際して贈与が考慮されるべきときは、各遺留分権利者は持戻しにより実現する自己の遺留分の増加に、彼が自ら被相続人から取得した、785条に従って遺産に加算されるべき贈与を算入しなければならない(同条2項)。被相続人が、その娘もしくは孫娘の生存中に婚姻贈与として、その息子もしくは孫に独立資金として、または直接に官職への就任のために、あるいは営業のために与えたもの、または成年に達した子の債務の弁済のために費消したものは、遺留分に持ち戻される(788条)。複数の受贈者がいる場合は、まず第一に最も新しい受贈者が負担する。同時に贈与された者は割合に応じて負担する(951条3項)。混合贈与は贈与の部分のみ持ち戻される⁽⁹⁴⁾。被相続人が相続分の前払いとしてなした生存中の出捐は、一般に遺留分算定の基礎財産に持ち戻されう。さらに配偶者の遺留分算定の基礎財産には、配偶者が法定先取遺贈(758条)として取得するすべてのものが持ち戻されう(789条)。

贈与の持ち戻しに関する規定は、財団への財産の寄付の場合にも類推される。生命保険の出捐も同様である。この場合支払われた保険料や買戻し価格ではなく、全部の保険金額が持ち戻される。死因贈与は遺産の一部であり、そのため契約締結が贈与者の死亡の2年以上前に生じた場合でも持ち戻されう。以下の贈与は持ち戻されない：①被相続人が単なる収益からなした贈与、②例えば家族法上の規定に従って存在する義務をあまり大きく超えない子への給付の場合のような倫理的な義務に従った共益目的のまたは礼儀上の贈与、③遺留分権のない者(例えば内縁関係にある者、娘婿、その遺留分を放棄した子)への被相続人の死の2年以上前になされた贈与。それは逆に遺留分権利者への贈与が無期

限に持ち戻されうることを意味する。最後の免責規定は実務上大きな問題を提起する。それは複数の遺留分権利者間の不平等取り扱いに導くからである⁽⁹⁵⁾。

第3勅令は、贈与が遺留分権利者に対して全部の遺留分についてではなく、それにより惹起された増加分、すなわち贈与遺留分についてのみ持ち戻されねばならないという不条理な規定を定めた(787条2項)。当初は取得された贈与を遺留分に無条件に持ち戻すとしていた。制限的な持ち戻しは、特に被相続人が791条に従ってすべての遺留分に持ち戻すことを留保しうることにより正当化された。951条の新規定は、特に遺留分がまず第一に遺産から填補されるべきことおよび受贈者が、填補が遺産からなされえない限りにおいてのみ関与することを意味している。贈与の持ち戻し規定は立法上の失敗に属する。第3勅令は改定を必要としていた取り戻し規定を改善したのではなく、785条の新設および787条2項の改定により問題を先鋭化し、不満足な結果に導いた。それ以来持ち戻し法に存在する問題が多く、学説上の議論の対象となった。全部の持ち戻し法の改正の必要、特に785条、787条および951条の改正の必要は疑問の余地がない。その間に私的財団への出捐という新たな問題が生じた。また1978年の配偶者相続法の改正⁽⁹⁶⁾による配偶者への遺留分権の導入は、持ち戻し規定にも影響を及ぼした。これは785条および789条である。2009年の家族法改正法による嫁資に関する規定の廃止(例えば788条)もなされた⁽⁹⁷⁾。

贈与遺留分の計算の場合は、出捐の時点や口頭弁論の終結の時点ではなく、被相続人死亡時の出捐の価値が基準となる。これに対して相続開始以後の価値の変動は考慮されない。贈与遺留分は補充請求権であり、遺産の加重負担は贈与の価値から控除されるべきである⁽⁹⁸⁾。

最終意思に基づく、子の相続に際しての持ち戻しは、それが被相続人によって明示的に指示される場合にのみなされる。それに対して法定相続に際してもまた、子は被相続人からその生前に上に述べられた(788条)目的で受け取ったものを持ち戻さなければならない。孫に対しては彼が直接に自ら受け取ったものだけでなく、その代わりであるその親がかような方法で取得したのもまた相続分に持ち戻される(790条)。上記の事例以外に親が子に出捐したものは、その親が明示的にその償還を留保したものでない場合は、贈与とみなされ、持ち戻されない(791条)。親は法定相続の場合でも、子に明示的に持ち戻しを免除することができる。しかし残りの子の必要な教育や監護が、彼らの固有財産

からも、親の固有財産からも賄えないときは、その子は、788条に述べられた目的のためにあらかじめ取得したものを、兄弟姉妹の教育のために必要な程度で持ち戻さなければならない(792条)。受け取ったものの相続分への持ち戻しは、各々の子が遺産分割の前にもなお持ち戻すべき物件と同じ額を取得することによりなされる。遺産がそれに十分でないときは、先に贈与を受けていた子は、いかなる相続分も要求しえないが、いかなる償還も義務づけられえない(793条)。持ち戻しの際に贈与物が現金ではなく動産または不動産であるときは、不動産の価格は、贈与の時点での価格が基準となるのに対して、動産の価格は、相続の開始の時点での価格が基準となる(794条)。

(ト) 遺留分権利者の扶養請求権

遺留分を適法に剥奪された遺留分権利者でも常に必要な扶養が与えられなければならない(795条)。配偶者は、759条および795条の場合を除いて、再婚しない限り、相続人に対して遺産の価額に達するまで、94条の原則(婚姻費用分担請求権)に準じて扶養を求める権利を有する。配偶者が契約上の出捐または終意処分による出捐により被相続人から取得し、または法定相続分として、遺留分として、公法上のもしくは司法上の給付として取得したもののすべてが、この請求権に算入される。配偶者の固有の財産、配偶者によって現実になされた、もしくは事情により配偶者に期待されうる収入獲得活動による収入も同様である(796条)。

1978年の改正は、従来の配偶者の扶養請求権を若干修正した形で維持した。配偶者は再婚まで相続人に対して、婚姻継続中と同様に94条の原則に基づく請求権を有する。すなわち相続人は遺産の価値の限度でそれにつき責めを負う。その請求権の中には、配偶者が被相続人に対して契約上または最終意思による出捐により法定相続分、遺留分または公法上または私法上の給付として取得するすべてのものが含まれる。事情により期待されうる固有の財産や収入獲得行為の成果も同様である。離婚した夫婦は請求権を有しない。適法に相続権を剥奪された者は、必要な扶養のみを請求しうる(795条)。当初扶養請求権は遺留分の代わりになるものとみられていたが、今では配偶者遺留分権の同時的な導入により遺留分権と並んで生じる。もちろん両者がともに認められるわけではない⁽⁹⁹⁾。

(9) 遺産の占有

(イ) 遺産占有の要件

誰も自力で遺産を占有することはできない。相続権が裁判所で審議され、かつそれにより遺産の引渡しすなわち法律上の占有の引渡しが実現されなければならない(797条)。すなわち、オーストリアでは相続人および受遺者は自動的に被相続人の権利承継者になるのではなく、裁判所の遺産手続の実行によってのみ占有を取得する⁽¹⁰⁰⁾。裁判所が死亡事件の後で職権によりどれだけのことをなさなければならないか、およびどれだけの期間およびどのような注意の手段がこの処理行為に際して観察されるべきかは、特別の、裁判上の手続について存在する規定が定める。この場合相続人またはその他遺産に対して請求権を有する者に、彼に帰属するものの占有を取得するために何をなす義務が帰するかが確定される(798条)。2004年の家族法、相続法改正法は、主に理論的な意味を有するに過ぎないが、内容的には従来認められていたルールを新たに規定した(798a条)。この798a条によれば、引渡決定は、裁判所が債務超過の遺産を相続人に弁済に代えて引き渡したときは、取得の権限を構成する⁽¹⁰¹⁾。

遺産を占有したいと思う者は、遺産が終意処分、有効な相続契約または法律に基づいてその者に帰属するという法的権限を裁判所に証明し、かつ彼が相続を承認することを明示的に表明しなければならない(799条)。相続の開始ないし相続の承認(Erberklärung)は、同時に承認が無条件であるのか、それとも遺産目録の作成により得られる法的利益を留保してなされるのか(限定承認)の表示を包含するものでなければならない(800条)。

(ロ) 相続の承認

無条件の相続承認は、遺産が不足するときでも、その請求権につきすべての債権者に対して、またその遺贈につきすべての受遺者に対して相続人が責任を負わなければならない(801条)。財産目録を調整するという法的利益を留保して相続が承認されたときは、裁判所は、相続財産の負担で財産目録を速やかに作成することを命じなければならない。このような相続人は、債権者や受遺者に対して、遺産が彼らの、および相続権以外の相続人自身の彼に帰属する請求権のために十分である限りにおいてのみ義務を負う(802条)。

被相続人は、相続人からこの法的利益を留保した承認の権利を奪うことも、また財産目録の作成を禁止することもできない。夫婦間の相続契約でそれにつ

きなされた放棄ですらいかなる効力も有しない(803条)。財産目録の調整は、遺留分権を有する相続人もこれを請求することができる(804条)。自己の権利を自ら管理することができる者は、遺産を無条件でまたは上記の法的利益を留保したうえで承認するか、もしくは相続を放棄するかを自由を有する。後見人または補佐人(Kuratoren)は、それぞれの箇所与えられた規定(233条)に従わなければならない(805条)。相続人は、裁判所になした相続の承認の意思表示を撤回することも、無条件の意思表示を変更することも、また後になって遺産目録の法的利益を留保することもできない(806条)。複数の相続人中のある者が無条件で、他の者または彼らのうち一人のみが遺産目録の法的利益の留保つきで承認することを相続人に表明したときは、遺産目録が調整されるべきであり、かつこの留保に制限された相続の承認が遺産の処理の基礎となるべきである。この場合および財産目録が調整されるべきすべての場合において、この者にまだ遺産が引き渡されていない限り、無条件の遺産相続の意思表示をした者も、財産目録による法的利益を受ける(807条)。ある者が相続人に指定された場合において、彼に最終の意思表示がなくてもまた相続権の全部または一部が帰属すべきであったときは、彼は、法定の相続を援用し、それによって最終の意思表示を挫折させることはできない。彼は、最終意思に基づいて相続を承認するか、それともそれを全く拒絶しなければならない。しかし、遺留分が帰属する者は、その遺留分を留保して相続を放棄することができる(808条)。

相続人が自己に帰属した相続財産を承認または放棄する前に死亡したときは、被相続人がこの承認、放棄の権利を排除し、または他の後位相続人を指定していない限り、彼の相続人がその相続を承認または放棄する権利(537条)を有する(809条)。

(ハ) 遺産の引渡し前の措置

相続人が相続の承認の際に自己の相続権を十分に証明したときは、遺産の管理と利用をなす権限が彼に移転すべきである(810条)。2004年の家族法、相続法改正法1条Z39は、本条を改定した。改定前の通説は、この管理権は裁判所の引渡し決定により始めて相続人に帰するとした。改正法によれば、相続人による遺産の管理、利用および代理の権限のために、相続人がなすべき行為のために法定の代理権を有するという裁判所の特別委員の承認があれば十分である⁽¹⁰²⁾。

被相続人の債権者の担保の設定または満足ののために、その債権者自らが請求

する範囲を超えて裁判所により配慮されない。しかし債権者は、相続の承認の意思表示を待つ義務を負わない。彼らは、遺産財団に対して彼らの請求をなし、彼らに代わって、その請求権を行使しうる管理人が選任されることを希望することができる(811条)。

遺産債権者、受遺者または遺留分権利者が、遺産と相続人の財産との混同により彼の債権が危険に瀕するおそれがあることを疎明したときは、彼は、遺産の引渡し前に遺産と相続人の財産とを分離し、遺産を裁判所によって保管させ、または管理人によって管理させ、遺産に対する彼の請求権を仮登記したり、補正したりすることを請求しうる。しかしこのような場合には、相続人は、この者が無条件に相続人となるべきことを表明したとしても、彼に対して固有財産から責任を負う必要はない(812条)。

相続人または遺産管理人は、債務の状況を調査するために、自由にすべての債権者が自己の債権の申出でおよび立証のために事情に適った時期に招集される公告の作成を申請し、期間経過後まで債権者が満足を得ることを中断しうる(813条)。この裁判上の招集の効力は、特定の期間内に申し出なかった債権者には、遺産が申し出られた請求権の支払により取り崩された場合、彼らに担保権が帰属する範囲を超えて請求権が帰さないというものである(814条)。相続人が彼に許容された裁判上の招集の注意を怠った場合、または彼が残りの債権者の権利に注意を払うことなしに、直ちに申し出た債権者のある者に弁済し、若干の債権者が、遺産が不十分であることによって弁済が受けられない場合は、彼は、それらの者に、条件付きの相続の承認にもかかわらず、遺産が法定の順序に従って債権者の満足のために用いられたとすれば、彼らが支払いを得たであろう範囲において、彼のすべての財産によって責任を負う(815条)。

被相続人がその最終意思の執行者(遺言執行者)を指定したときは、この行為を引き受けるかどうかは遺言執行者の自由である。遺言執行者が執行を引き受けたときは、彼は、権力者として被相続人の指示を自ら執行するか、または仕事の遅い相続人にその執行を促すかを決定する義務がある(816条)。最終意思の執行者が指定されていないとき、または指定された者がそれを引き受けていないときは、被相続人の意思をできるだけ履行すること、または履行を保証すること、および裁判所に対してそれについて証明することは、直接的に相続人の義務である。特定の受遺者に関しては、彼は単に受遺者に帰属する遺贈に

ついて受遺者に情報を与えたこと(688条)を明らかにすれば足りる(817条)。相続人が遺産の占有を取得しうる前に、税金を支払うべきこと、および被相続人が国庫との間で相殺適状にあった場合は、そのために証明すべきことに関しては、政令が特別規定を包含する(818条)。

適正な相続人の相続承認の申立てが裁判所によって認められ、かつ同人により義務の履行がなされたときは、直ちに彼に遺産が引き渡され、手続は終結する。その他相続人は、不動産の所有権の移転を実現するために436条の規定に従わなければならない(819条)。

複数の相続人が遺産目録の法的利益を受けることなしに共同の遺産を承継したときは、それらの者は、引渡の後ですら、すべての者が一人のために、また一人がすべての者のために、すべての相続債権者および受遺者に対して責任を負う。しかし、彼らの間では彼らは、その相続分の割合に従って負担する義務を負う(820条)。共同相続人が財産目録の法的利益を援用するときは、彼らは引渡しの前に相続債権者と受遺者に対して550条に従って責任を負わなければならない。引渡しがなされた後は、各人は、遺産財団を超えない負担について自らその相続分の割合に従って責任を負う(821条)。

引渡しの前には、相続人の債権者は、遺産裁判所により相続人の自由な処分に委ねられた、遺産中の個々の構成部分にのみ執行することができる(822条)。本条はもともと、相続人の債権者は、彼に帰属する相続財産をすでに引渡し前に差し止め、担保または仮登記により確保しようと規定していたが、かような確保は明示的な留保によってのみ付与され、遺産の処理に際して現れた請求権を害することはできず、引渡のときに始めて有効になるとされた。これは数多くの問題を惹起したが、それは特に相続人の債権者が引渡し前の遺産に対していかなる権利も有しないことが原因であった。そのため第3勅令は、822条を、引渡し前は相続人の債権者は、相続人に遺産裁判所により自由な処分が委ねられた遺産の個々の構成部分に対してのみ執行をなしうるとした⁽¹⁰³⁾。

引渡しがなされた後でも、占有者は、より多くのまたは同じ相続権を有すると主張する者から相続財産の移転または分割を請求されうる。個々の相続財産物件の所有者は、相続回復請求訴訟ではなく、所有権に基づく返還請求訴訟によって追及される(823条)。被告が遺産の全部または一部を移転する義務を負うときは、占有者によって収取された果実の返還請求権または同人によって遺

産に投じられた費用の償還請求権は、占有の章で善意占有か悪意占有かを顧慮して確定される原則に従って判断されるべきである。善意の第三者である占有者は、その間に取得された相続財産物件について誰に対しても責任を負わない(824条)。

(二) 遺産手続

遺産手続の管轄権を有するのは、被相続人の最後の居住地または常居所地もしくは被相続人の財産の所在地の区裁判所である(JN(裁判管轄規則)105条)。遺産手続は、遺産処理のための裁判所の業務の分割により管轄権を有する公証人の面前の口頭の手続である。この公証人は裁判所の特別委員(Gerichtskommissär)と呼ばれる。遺産手続では当事者は、手続の遂行のために必要な表明、申し立ておよび証明を文書でもなし、直接遺産裁判所に提出する(AussStrG144条、裁判所特別委員法(GKG)3条1項)。このために当事者は代理人(弁護士や公証人)を利用する。これらの者は相続代理人(Erbenmachthaber)と呼ばれる。遺産裁判所は、遺産書類の登録および管理、当事者の表示、申し立ておよび立証に関する決定、相続権紛争における手続、遺産債権者および未知の相続人の招喚、外国官署への権利救済の申請について管轄を有し、これらの行為は相続代理人がなすことはできない(GKG1条2項)⁽¹⁰⁴⁾。

遺産手続は、死亡証書、死亡告知または死亡証明に基づいてまたはその他の二義を許さない方法で死亡の事実を知ると直ちに職権で開始される。区裁判所は裁判所特別委員にこれを伝える。文書による遺言およびその他の終意処分は、裁判所特別委員に交付される(AussStrG151条)。遺産は通例親族の管理に委ねられたままである。裁判所特別委員の遺産確保措置は、住居一、部屋のドアおよび箱の施錠または封印、預金通帳、口座、貯蓄金庫の裁判所による閉鎖、金銭、有価証券、預金通帳、装身具の裁判所または公証人による保管、散逸していない動産の目録の作成である。遺産の引渡しまで相続人の財産は遺産から分離される。そのため遺産債務は遺産から満足されうる。相続人の超過債務はすでに遺産手続中に遺産債権者の請求権の行使の危険を惹起する。したがって遺産債権者、受遺者または遺留分権利者の申し立てにより遺産裁判所は遺産の分離を許容しうる(812条、AussStrG175条)。申立人はその請求権を証明し、遺産が相続人の債権者により持っていかれる主観的なおそれを具体的に理由づけなければならない。申立に関する決定の前に遺産裁判所は相続人から遺産の管

理と利用の権限を奪い、遺産管理人を指定することもできる⁽¹⁰⁵⁾。

遺産取得のための第一の要件は相続承認の表示である。相続承認の表示により潜在的な相続権者は明示的に遺産の取得を表明する (AussStrG159条)。相続承認の表示がかち合うときは、裁判所特別委員が合意の上での解決を目指し、それが不奏効に終わるときは、遺産裁判所が口頭弁論を開いて権利者の相続権を確定し、残りの相続承認の表明を棄却しなければならない (AussStrG161条)。遺産手続きで相続承認の表明をなさない者でも、遺産手続き終結後30年以内に相続回復訴訟を提起することができる (823条)。相続承認の表明は撤回しえない。無条件の相続承認は、遺産手続締結後の被相続人の債務の相続人による無制限の負担を意味する。複数の相続人は連帯して被相続人の債務を負担する。しかし請求を受けた相続人は、他の共同相続人に対して内部関係において求償権を有する。条件付きの相続承認の表明は、被相続人の負債に対する相続人の制限的責任を意味する。この場合遺産手続後相続人は、被相続人の負債について債務を負うが、その責任は取得した遺産の限度に限られる。複数の相続人はその相続分に従って被相続人の債務を負担する。条件付き相続承認の場合裁判所特別委員により積極財産と消極財産の目録が作成され (AussStrG165条1項)、遺産債権者が招喚される (AussStrG165条2項)。目録の作成は費用がかかる。特殊相続放棄 (qualifizierte Erbbausschlagung) とは、特定の者のために相続が放棄され、その者が放棄者がいない場合にいずれにしても相続人にならないであろうという場合に問題となる。受益者によって放棄のために示談金が支払われるか否かによって相続財産の売買または相続財産の贈与として理解される。すべての特殊相続放棄は公正証書または裁判所の登録の方式が必要である。矛盾する相続承認の表明がなされた場合、遺産裁判所は、当事者の申立ておよび立証の枠内で中間的な手続を行い、優越的な権利者の相続権を確定し、残りの相続承認の表明を棄却する。この手続きの間も相続権の確定とは関係のないすべての手続は進行する⁽¹⁰⁶⁾。

遺産手続は通例何か月もかかる。この期間中も遺産の管理のために費用がかかるし、埋葬費用や場合によっては訴訟費用も必要である。事業を営んでいた場合は経常費用もかかる。遺産管理費用は、810条が規定する。それによれば、相続権を十分に証明した相続承認を表明した相続人が共同して遺産の代理と管理の権限を有する。この権限は法から直接生ずる。裁判所特別委員はこれにつ

き必要な場合は権利者に相当な確認書を交付しなければならない（AussStrG 173条）。共同相続人間の合意により異なった代理の定めが合意されうる。共同相続人間の不合意の場合は、遺産の管理および代理のために裁判所により遺産管理人が選任されうる（AussStrG173条）。遺言執行者の選任により被相続人は遺産の管理および代理を特定の範囲で相続人から剥奪する可能性を有する⁽¹⁰⁷⁾。

無条件の相続承認の表明の場合、相続人は遺産手続の経過の中で財産の表示をなさなければならない。それは積極的な財産価値および消極的な財産価値に関する相続人の目録である。すべての財産が個々の的に記述され、番号を付して評価される。財産の表示の中で埋葬費用（遺産手続費用は含まれない）が遺産債務として記録される。不正確かつ不完全な表示をした相続人ないしその代理人は刑罰を受けうる⁽¹⁰⁸⁾。

複数の共同相続人がいるときは、遺産の共有が生じる。各人は遺産の観念的割合を相続する。共同所有関係にある複数の相続人への引渡しとともにそれが問題になる。共同所有は、各共同相続人により請求されうる遺産分割とともに解消される。遺産分割は通例共同相続人間の遺産分割合意の締結によりなされる。それは複数の相続人の合意と理解される。これは遺産裁判所手続でまたは訴訟外で、遺産の引渡しの前または後で締結されうる。介護を義務づけられた共同相続人、住居所有権および農家単独相続の場合にのみ分割は引渡し前に職権でなされねばならない。介護を命じられた遺産分割合意は介護裁判所による同意を必要とする（AussStrG181条）。遺産裁判所は、共同相続人間の遺産分割を強制することはできない。引渡しは一般に遺産分割の存在を顧慮することなくなされねばならない（AussStrG181条）。遺産分割合意のない場合に遺産分割の訴えによる共同相続人間の共有の解消が実行されうる。管轄裁判所は遺産裁判所である（JN77条2項）。実務上遺産分割は特に財産価値の高い分割不能な遺産（住居所有権、事業）の場合に困難を提供する。相続人の不合意の場合かような遺産は競売され、売却額が共同相続人間に分割される（WEG12条2項）。農家単独相続法によれば農地につき特別規定がある⁽¹⁰⁹⁾。

相続人は引渡しにより最終的にすべての被相続人に帰属する財産の構成部分を取得する。それは遺産手続の最終時点である。引渡しとともに相続人は被相続人の権利承継者となる。占有、所有権、請求権、債務が相続人に移転する。これは不動産についてもあてはまる。相続人は、すでに引渡しとともに不動産

の所有権を取得するのであり、登記簿への所有権の登記によって始めて移転するのではない。遺産の引渡しの要件は、①積極的で、方式に適った相続承認の表明、②相続権の証明の提出、相続人およびその持ち分の確定 (AussStrG177条)、③目録または財産の表示の提出、④遺言履行一、遺留分一または相続分証明の提出 (AussStrG176条) である。引渡しは裁判所の決定によりなされる。これは引渡し決定と呼ばれ、被相続人の氏名、その生年月日、宛先、相続権限 (相続契約、遺言、法律)、相続承認表示の種類 (条件付きか無条件か)、相続分および土地登記を包含する (AussStrG178条)。遺産から不動産が帰属する受遺者には、申し立てにより全部の相続人の同意を得て、不動産の取得に関する官署の確認が交付されるべきである (AussStrG182条3項)。これは引渡し決定のように裁判所の決定である。しかし受遺者は土地所有権の引渡しの枠内ではなく、遺産裁判所の官署の確認に基づく所有権の登記により始めて取得する。また遺産分割合意に一致して個々の相続人または第三者に口座、預金通帳、有価証券、金庫などに関する処分権が許容される⁽¹¹⁰⁾。

遺産裁判所の決定 (引渡し決定、官署の確認、その他の決定) に対して不服ある当事者は、直近のラント裁判所に抗告をすることができる。抗告裁判所の決定に不服のある当事者は、特別抗告をすることができる (AussStrG62条以下)。最高裁判所は最終的な判断を下す。すべての訴えは遺産裁判所に提起すべきである。抗告期間は14日である⁽¹¹¹⁾。

遺産手続終了後でも相続権を主張する者は、相続分になかった遺産の引渡ないし移転を引渡を受けた相続人に主張することができる (給付の訴え)。相続回復訴訟により基本的に相続手続におけると同様の目的が追求される。遺産裁判所における遺産手続の後で相続回復訴訟が起こされうる。両手続の目的と基礎は同じであり、すでに相続手続の対象となったが不奏功に終わった請求権は再度相続回復訴訟で主張されえない。相続回復訴訟では引渡を受けた相続人の住所または常居所地の裁判所が管轄権を有する (JN77条1項)⁽¹¹²⁾。

遺留分請求権の遺産手続における貫徹は規定されていない。遺留分請求権は、合意されたルールがない場合は、遺留分の訴えにより主張されうる。有効な引渡までは遺産に対する訴えが、引渡後は引渡を受けた遺言相続人に対する訴えが提起されうる。引渡までは遺留分の訴えの場所的管轄は、被相続人の住所地または常居所地の遺産裁判所が、この時点以後は引渡を受けた相続人の住

所一または常居所地の遺産裁判所が有する（JN77条1項）。遺産が遺留分の填補に十分なときは、受贈者は持ち戻しを受けない。不足する遺留分権利者は相続人に請求すべきである。遺産が贈与遺留分を満足させるに十分でないときは、受贈者は不足分を支払わねばならない（951条1項）⁽¹¹³⁾。

遺贈の訴えによって遺贈の履行を求める債権的請求権が主張される。引渡が効力を生じる前は、遺贈の訴えは遺産（管理人または相続承認をした相続人が代理人となる）に対して、有効な引渡の後には、相続人に対して提起されうる。引渡までは遺贈の訴えの場所的管轄は、遺産裁判所の所在地、この時点より後は引渡を受けた相続人の住所または常居所地となる（JN77条1項）⁽¹¹⁴⁾。

〈注〉

- (1) オーストリア一般民法典の編纂に至るまでの沿革、その思想的背景についての研究として、例えば、H. Strakosch, *Privatrechtskodifikation und Staatsbildung in Österreich (1753-1811)* (R. Oldenbourg Verlag, 1976) S. 5f. 五十嵐・前掲書75頁以下、小野秀誠「オーストリア一般民法典（1811年，ABGB）の200年—啓蒙と官房学の結合—」一橋法学14巻2号（2015年）579頁以下。2011年にはオーストリア一般民法典200年を記念して、*Festschrift 200 Jahre ABGB, Bd. I, Bd. II* (Manzsche Verlag- und Universitätsbuchhandlung, 2011) が出版されている。
- (2) 五十嵐・前掲書98-109頁。
- (3) 五十嵐・前掲書80頁。
- (4) マルティン・シャウアー「オーストリア一般民法典200年—古い立法との共生—」奥田安弘・マルティン・シャウアー・中東欧地域における私法の根源と近年の変革（中央大学出版部，2014年）37-38頁。
- (5) 五十嵐・前掲書82頁。
- (6) 奥田・シャウアー・前掲書41-42頁 [マルティン・シャウアー]。
- (7) その例として遺贈の目的物に関する679条の規定やその直接的な適用の場面が喪失した372条（プブリキアーナ訴権）が挙げられる（奥田・シャウアー・前掲書43頁 [マルティン・シャウアー]）。
- (8) その例として近親者の感謝料請求権と不妊手術の失敗による損害賠償請求権が挙げられる（奥田・シャウアー・前掲書43-45頁 [マルティン・シャウアー]）。
- (9) Fenyves/Kerschner/Vonkilch (Hrsg.), *200 Jahre ABGB Evolution einer Kodifikation* (Verlag Österreich, 2012) S. 61f. [J. Stabentheiner]。
- (10) Richtlinie 2008/48/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 23. April 2008 über Verbraucherkreditverträge und Aufhebung der Richtlinie 87/102/EWG des Rates, ABl 2008 L 133/66.
- (11) Darlehens- und Kreditrechtsänderungsgesetz (DaKRAG), BGBl I 2010/28.

- (12) FS 200 Jahre ABGB (2011), Bd. II, S. 1191 [Krejci].
- (13) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 714 [Welser].
- (14) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 714 [Welser].
- (15) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., (Zerb Verlag, 2015), S. 960 [Haunschmidt].
- (16) 以下のオーストリア一般民法典の邦訳は、松倉耕作・オーストリア家族法・相続法 (信山社, 平成5年) 48-79頁をも参照した。
- (17) 2015年の改正前のオーストリアの相続契約に関する規定は、以下のごとくである；夫婦間で将来の遺産またはその一部が約束され、かつその約束が承認される相続契約もまた締結されうる (602条)。登録パートナーも同様に相続契約を締結しうる。婚約中の男女もまた婚姻を条件として締結しうる。通例当事者相互に相手方の相続人となること、双方が死んだ場合には第三者を相続人に指定することが約定される。相続契約は公正証書の方式でのみ締結されうる (Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 972 [Haunschmidt])。またかような契約が効力を生じるためにはそれが文書により書面による遺言のすべての要件を満たして作成されることが必要である (1249条)。相続契約は原則として双方の合意のみによって取り消されうる (Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 973 [Haunschmidt])。介護を命じられた配偶者は、その者に約束された、不利でない遺産を承認することができる。しかし、その固有の遺産に関する処分は、裁判所の許可なしにそれが有効な遺言である限りにおいてのみ存在しうる (1250条)。契約における条件について一般にいわれることは、配偶者間の相続契約にも適用されうる (1251条)。[公簿にすら組み入れられた] 相続契約は、配偶者が、彼が活着している限りにおいてその財産を自由に処理することを妨げない。それから生じる権利は、被相続人の死亡を前提とする。契約相続人が被相続人より長生きしない場合、それは彼から相手方に移転されもしないし、将来の相続のために担保も請求されえない (1252条)。相続契約により配偶者は遺言をする権利を完全に放棄することはできない。誰かに帰属する遺留分も、他の債務も、引き当てにすることが許されない純資産たる4分の1が、自由な最後の指示に関する法律により常に留保される。被相続人がそれを処分しなかったとしても、全部の遺産が約されたであろうにもかかわらず、それは契約相続人ではなく、法定相続人に帰属する (1253条)。相続契約は、それが締結された相手方たる配偶者の不利益において撤回されうるのではなく、法の規定に従ってのみ効力を失う。遺留分権利者には、他の最後の指示に対する場合のようにその権利が留保される (1254条)。なお、配偶者の一方の死亡による用益権の帰属に関する規定 (1255条~1258条) は、2009年の家族法改正法1条Z9により削除された。
- (18) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 737 [Welser].
- (19) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 973 [Haunschmidt].
- (20) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 735 [Welser].
- (21) BG v. 11. 7. 1974 BGBl 1974/496; Erb RÄG 1989.
- (22) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 736 [Welser].

- 23) BG vom 3. 8. 2009 BGBl I 2009/75.
- 24) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 737 [Welser].
- 25) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 735-736 [Welser].
- 26) Gesetz über die Errichtung von Testamenten und Erbverträgen vom 31. 7. 1938 dRGBl 1938 I 973.
- 27) TestRWG, BGBl 1947/30.
- 28) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 968-969 [Haunschmidt].
- 29) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Eurppa, 3. Aufl., S. 969-970 [Haunschmidt].
- 30) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 970 [Haunschmidt].
- 31) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 970 [Haunschmidt].
- 32) Kaiserliche Verordnung über die Entmündigung RGBl 1916/93.
- 33) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 728-729 [Welser].
- 34) BG vom 4. 3. 1983 BGBl 1983/136.
- 35) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 729 [Welser].
- 36) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 725 [Welser].
- 37) OGH v. 9. 3. 1983 I Ob 527/83 JBl 1984, 36.
- 38) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 725-726 [Welser].
- 39) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 725 [Welser].
- 40) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, SS. 724, 727 [Welser].
- 41) BGBl I 1999/164 7条Z2.
- 42) Kaiserliche Verordnung v. 6. 1. 1860 RGBl 1860/9.
- 43) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 727-728 [Welser].
- 44) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 976 [Haunschmidt].
- 45) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 968 [Haunschmidt].
- 46) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 968 [Haunschmidt].
- 47) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 737-738 [Welser].
- 48) Gesetz vom 6. 7. 1938 dRGBl 1938 I Nr.107 (S. 825).
- 49) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 970-971 [Haunschmidt].
- 50) FamRAG 2009 BGBl I 2009/75.
- 51) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 975 [Haunschmidt].
- 52) Süß (Hrsg.), Erbrecht in Europa, 3. Aufl., S. 971 [Haunschmidt].
- 53) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 726-727 [Welser].
- 54) Dittrich/Tades, ABGB (Manz, 2011), 23. Aufl., S. 328.
- 55) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 721-722 [Welser].
- 56) VfGH G 73/90 VfSlg 12 645.
- 57) BG vom 30. 10. 1970 BGBl 1970/342.
- 58) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 719-721 [Welser].
- 59) BG vom 10. 3. 1960 BGBl 1960/58.
- 60) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 722-723 [Welser].

- (61) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 715 [Welser].
- (62) Kaiserliche Verordnung v. 12. 10. 1914 RGBl 276.
- (63) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 715 [Welser].
- (64) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 716-717 [Welser].
- (65) BG vom 15. 6. 1978 BGBl 1978/280.
- (66) BG vom 21. 6. 2004 BGBl 2004/58.
- (67) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 717-718 [Welser].
- (68) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 962 [Haunschmidt].
- (69) BG v. 27. 6. 1978 BGBl 1978/280.
- (70) BG vom 13. 12. 1989 BGBl 1989/656.
- (71) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 718-719 [Welser].
- (72) BG vom 30. 12. 2009 BGBl I 2009/135.
- (73) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 723 [Welser].
- (74) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 724 [Welser].
- (75) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 963 [Haunschmidt].
- (76) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 963-964 [Haunschmidt].
- (77) BG v. 21. 5. 1958 BGBl 1958/106 i.d.F. BG v. 13. 12. 1989 BGBl 1989/659.
- (78) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 964 [Haunschmidt].
- (79) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 964-965 [Haunschmidt].
- (80) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 965 [Haunschmidt].
- (81) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 965 [Haunschmidt].
- (82) HfD JGS 1844/781.
- (83) HfD JGS 1844/781.
- (84) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 729-731 [Welser].
- (85) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 731 [Welser].
- (86) BG BGBl 1974/496; ErbRÄG 1989.
- (87) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 736 [Welser].
- (88) BG vom 29. 12. 2000, BGBl I 2000/135.
- (89) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 731-732 [Welser].
- (90) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 966 [Haunschmidt].
- (91) OGH JB 157 (GIUNF 2365).
- (92) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 732-733 [Welser].
- (93) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 733 [Welser].
- (94) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 967 [Haunschmidt].
- (95) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 967-968 [Haunschmidt].
- (96) BG vom 15. 6. 1978 BGBl 1978/280.
- (97) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 733-735 [Welser].
- (98) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 968 [Haunschmidt].
- (99) Festschr. 200 Jahre ABGB, Bd. I, S. 719 [Welser].

- (00) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 976 [Haunschmidt].
- (01) *Festschr. 200 Jahre ABGB*, Bd. I, S. 739 [Welser].
- (02) *Festschr. 200 Jahre ABGB*, Bd. I, S. 738-739 [Welser].
- (03) *Festschr. 200 Jahre ABGB*, Bd. I, S. 738 [Welser].
- (04) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 978-979 [Haunschmidt].
- (05) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 979-981 [Haunschmidt].
- (06) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., SS. 982-984, 991 [Haunschmidt].
- (07) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 984 [Haunschmidt].
- (08) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 984-985 [Haunschmidt].
- (09) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., SS. 986, 991-992 [Haunschmidt].
- (10) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 987-988 [Haunschmidt].
- (11) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 988 [Haunschmidt].
- (12) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 991 [Haunschmidt].
- (13) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 992 [Haunschmidt].
- (14) Süß (Hrsg.), *Erbrecht in Europa*, 3. Aufl., S. 992 [Haunschmidt].